

マイ政経予備校
政治・経済科

出題されたら笑う！

共通政経FINAL 2024

公式テキスト



I：テキスト概要

直近10回の共通テストの出題傾向を分析し、頻出の単元のみをピックアップしたテキストです。もちろん、全てが当たるわけではないですが、直前期、何を勉強していいかわからないという人はここを確認しておこうという内容をまとめました。

II：テキストの使い方

このテキストは、共通テスト受験に必要な知識を詰め込んだ参考書と資料集の間くらいのもので、したがって、基本的にはわからないところを確認してもらう感じがいいと思います。

III：今回の掲載基準

今回は、「過去10回の出題回数」と「直近6回の出題回数」の2つの基準を設けています。

◆過去10回の定義

【センター試験】

2018年本試験・2019年本試験・2020年本試験

【共通テスト試行】

2018年

【共通テスト】

2021年1日目・2021年2日目・2022年本試験・2022年追試験・2023年本試験・2023年追試験

◆直近6回の定義

【共通テスト】

2021年1日目・2021年2日目・2022年本試験・2022年追試験・2023年本試験・2023年追試験

掲載基準ですが、

- ① 過去10回の出題回数を確認
- ② 直近6回の出題回数を確認し、最大値が10になるように換算
- ③ ①と②の平均値を計算
- ④ 0以上3未満をC、3以上5未満をB、5以上7未満をA、7以上9未満をS、9以上をSSを評価
- ⑤ SとSSを掲載

共通政経FINAL2024

目次

重要度	掲載内容	ページ
SS	国際経済	3
S	国会・内閣	8
	地方自治	15
	選挙制度	18
	市場機構	22
	企業	26
	金融	29
	社会保障と税金	32
	環境問題	37
	労働問題	42
	国民所得	46
計算	付加価値	47
	比較生産費説	48
	国際収支	49
	為替・購買力平価説	50
	在外日本人国民審査権制限違憲判決	51
時事	袴田事件	52
	国家賠償に関する訴訟	53
	LGBT理解増進法	54
	政治・経済分野関連	55
	労働問題	56
	消費者問題・著作権関連	57
	国内政治(行政)	58
	国際会議・地域的経済統合	59
	付録	計算総まとめ集
判例総まとめ集		62



SSS

I: 貿易

◆貿易の定義

貿易とは、国家間で輸出入のやりとりを行うこと。貿易には2種類存在する。

	主な論者	内容
自由貿易	・アダム＝スミス 『国富論(諸国民の富)』 ・リカード 『経済学及び課税の原理』	貿易を民間の自由な取引に任せること。 それぞれの国が得意な商品を生産し、 得意でない国が得意な国から輸入することで 生産側も購入側もメリットがある。
保護貿易	・リスト 『国民経済学体系』	自国産業の保護を目的に、輸出入に制限をかけること。 制限のかけ方には ①関税障壁……課税して制限する方法 ②非関税障壁……数量を制限する方法 がある。 ・国際収支が赤字になると出てくる考え方 ・第二次世界大戦前、石油危機、1980年代不況の際 に主張する国が存在した。 ・英、米、伊、日、独は第二次世界大戦時に 通貨ブロックを形成していた。(ブロック経済)

II: 分業

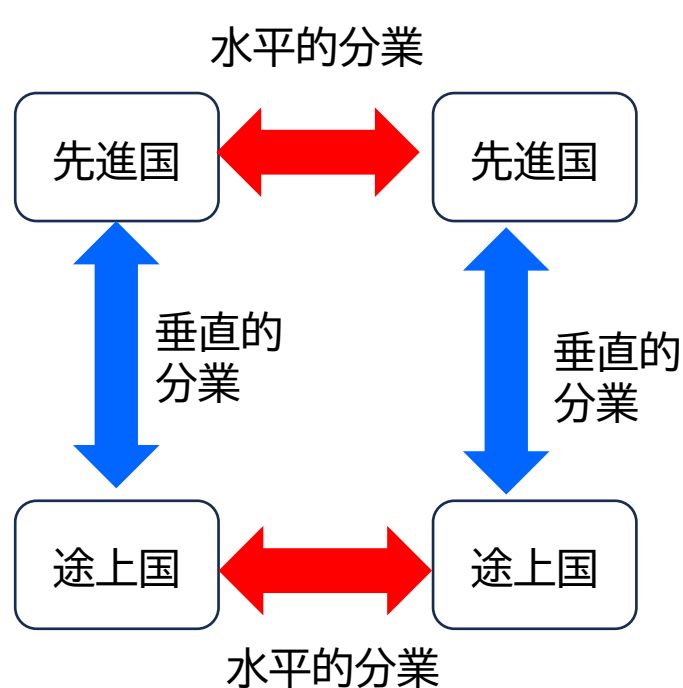
◆分業の定義

分業とは、作業工程を多くの段階に分け、その一つ一つをそれぞれの労働者が担当して製品を完成させる方法。

社会の中で行われる社会的分業と、国同士で行われる国際分業がある。

垂直的分業	先進国が高度な工業製品、途上国が原材料等の生産を行う分業
水平的分業	同じ経済レベルの先進国間で見られる分業

◆分業のイメージ図



I：国際収支

国際収支とは、国の一定期間内の支出(正確には他国への支払額と他国からの受取額)を集計したもので、**IMF**が新しい国際収支マニュアルを2009年に発表し、それに基づいて、**財務省と日本銀行**が国際収支統計を作成して公表している。

II：国際収支表の内容

◆表の内容

経常収支	貿易・サービス収支	貿易収支	商品の輸出入の収支のこと。	+	輸出
				-	輸入
	サービス収支		旅行・運輸・通信・保険・金融・特許使用料・ソフト開発など情報関連の収支のこと。	+	外国人が日本でお金を使用
				-	日本人が他国でお金を使用
	第一次所得収支		出稼ぎ労働者など非住居者に対する雇用者報酬と、対外金融資産による利子・配当等の収支のこと。	+	他国で働く日本人に支払われる給与
				-	日本で働く外国人に支払われる給与
第二次所得収支		政府や民間による無償援助、国際機関への拠出金などのこと。	+	なし	
			-	国連への拠出金、外国へのODA	
金融収支	直接投資	外国企業の経営支配を目的に、株式や債権の購入を行ったり、海外工場を設置したりすること。			
	間接投資	外国企業の経営支配を目的とせず、値上がり益や利回りを見込んで証券投資を行うこと。			
	金融派生商品	これまれの金融商品(債券や株式)から派生した新しい金融商品。			
	その他投資	銀行・企業・政府による貸付・借入のこと。			
	外貨準備	政府や日本銀行が保有する流動性の高い金や外国通貨、SDRなどの対外資産のこと。			
資本移転等収支		固定資産の無償提供などを指す。			
誤差脱漏		統計上の誤差や漏れのこと。			

◆表の計算方法

国際収支表について、次の公式が成り立つ。

$$\text{経常収支} - \text{金融収支} + \text{資本移転等収支} + \text{誤差脱漏} = 0$$

III：日本の国際収支の推移

項目		黒字の年	赤字の年
経常収支		毎年	
	貿易・サービス収支	それ以外	2008 2011~2015 2018~2019 2021~2022
	貿易収支	それ以外	2011~2014 2021~2022
	サービス収支		毎年
	第一次所得収支	毎年	
	第二次所得収支		毎年

▶参考資料

左記表は以下の情報を参考にしています。

国際収支総括表【年度・半期】
/財務省

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm

I：戦後の日本の貿易の特徴

特徴	内容
貿易の拡大	戦後の日本は貿易がほぼない状態であったが、1953年に戦前の水準に回復した。
精密先端産業製品の貿易増加	戦前は軽工業品の輸出が中心だったが、高度成長期には重化学工業品中心へ、現在は 精密先端産業製品 中心へと貿易の中心が変わっていった。
対米・対欧貿易の黒字	欧米に対する貿易は黒字で、 貿易摩擦問題 が発生している。
輸入依存度の増加	資源と食糧については輸入に頼っている状態。 (2016年時点で資源は約6～7割、2018年時点で食料も約6～7割が輸入)
貿易の自由化	日本は貿易自由率が100%で、関税も極めて低いものが多い。 さらに、 <u>日本企業の多国籍化が進み、工場を海外に移転するようになった</u> ことで、日本の 産業の空洞化 が発生し国内の雇用と生産の減少が発生した。 また、国際的な貿易の立ち位置も以下のように変化した。 ◆ GATT12条国 → GATT11条国 になる (1963年) →関税以外の制限をできなくなった。 ◆ IMF14条国 → IMF8条国 になる (1964年) →外貨使用の制限をできなくなった。

▶GATT12条国・11条国

<11条国>
関税以外の制限を禁止する国

<12条国>
国際収支が赤字になった場合などに、国内農業保護のために必要な時には申請で貿易制限を設定できるという例外国

▶IMF14条国・IMF8条国

<8条国>
自国通貨と外貨とを自由に交換できるようにしたり、外貨使用の制限を撤廃しなければならない国

<14条国>
外貨が極端に不足しているなどの理由で、申請により外貨使用の制限などを可能とする例外国

II：日本の貿易の歴史

年代	内容
1955～1965年	◆ 内需主導型 外国から原材料を輸入して、製品化して国内で消費することから、 貿易収支はマイナス 。
1965～1970年代前半	◆ 外需主導型 日本経済が外需主導に変化したことで、 貿易収支(経常収支)はプラス 。 ◆ アメリカが大幅赤字 主な貿易相手国であるアメリカでは、アメリカ経済の競争力の低下や消費拡大が原因となり、大幅赤字の状態になっていた。
1970年代後半～1985年	◆ 集中豪雨的輸出型 オイルショック の影響を受けた日本は内需が伸び悩み、輸出を促進した。これにより、欧米諸国に対する貿易で貿易摩擦が発生する。 ◆ アメリカの要求による要求 ・アメリカの要求で 自動車の輸出自主規制 ・アメリカの要求で 牛肉・オレンジの市場開放 →これでも貿易不均衡は改善されず
1985年～	◆ プラザ合意 プラザ合意 により急激な円高ドル安になったものの、日本は輸出は衰えず。そのため、対米貿易黒字分をアメリカに投資して、世界最大の債権国となった。
1989～1990年	◆ 日米構造協議 今までの自主規制などによる貿易摩擦の解消方法では解決しないため、経済構造の変化を必要と考えて協議を行った。アメリカ側から大規模店舗法の見直し、排他的取引慣行の撤廃、系列取引の見直し、内外価格差の是正などが要求された。
1993～1994年	◆ 日米包括経済協議 さらなる経済構造問題の協議と個別の産業が交渉対象となり、アメリカ側からは、日本市場を開放するための規制緩和、対米黒字を削減するための目標数値設定が要求された。

▶貿易摩擦の対象

・1970年代以前
→繊維製品

・1970年代
→鉄鋼・カラーテレビ・工作機械

・1980年代
→自動車・半導体

I: 為替相場(為替レート)

各国の通貨同士の交換比率を為替相場という。為替相場には次の2種類がある。

制度名	内容	日本での採用時期
固定相場制	交換比率を一定に定める方式。	●1949年～
変動相場制	交換比率を為替市場の需要供給によって決定する方式。	●1973年～

II: 国際通貨体制の歴史

		金本位制(英)				
1929	世界恐慌 発生					
1930年代	<p>経済停滞、有力通貨を中心とした自給自足経済を進める。</p> <p>↓ 自給自足のため、より多くの加盟国や植民地が必要。 資源や植民地の少ない国が原材料の輸入をできなくなる。</p>	ブロック経済				
1939	第二次世界大戦 開戦					
1944	<p>↓ ブロック経済を反省。</p> <p>□ ブレトンウッズ協定を締結 自由貿易の促進と国際通貨の安定を目的とし、次の組織を設立。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 国際通貨基金 (IMF) </td> <td> 途上国に対する短期融資 通称:「通貨の番人」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドルで交換、 1ドル=360円で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 国際復興開発銀行 (IBRD) </td> <td> 途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「世界銀行」 </td> </tr> </table> <p>↓</p> <p>①資材の輸入先は結局アメリカだけになる。 ②日欧への復興支援、ベトナム戦争、多国籍企業展開のためドルが大流出 ③ドルの信用低下により、各国がドルと金を交換 ④アメリカから金が大流出</p>	国際通貨基金 (IMF)	途上国に対する短期融資 通称:「 通貨の番人 」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドル で交換、 1ドル=360円 で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。	国際復興開発銀行 (IBRD)	途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「 世界銀行 」	<p>管理通貨制度 + 固定相場制</p> <p>※ドル本位制</p>
国際通貨基金 (IMF)	途上国に対する短期融資 通称:「 通貨の番人 」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドル で交換、 1ドル=360円 で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。					
国際復興開発銀行 (IBRD)	途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「 世界銀行 」					
1960年代	<p>□ ドル危機</p> <p>↓ アメリカはドル防衛が必要</p>					
1971	<p>□ ニクソンショック発生</p> <p>↓ ドル防衛を目的とした政策で、①金とドルの交換停止 ②対外援助の10%減少 ③10%輸入課徴税の実施を行い、各国が影響を受けた出来事。 世界は不慣れな変動相場制に悩まされる</p>	<p>管理通貨制度 + 変動相場制</p>				
	<p>□ スミソニアン協定を締結</p> <p>↓ 貿易が停滞し、固定相場制に移行。 金1オンス=38ドル、1ドル=308円に切り上げ。 ドル流出が続き、信頼回復ならず</p>	<p>管理通貨制度 + 固定相場制</p>				
1976	<p>□ キングストン合意を締結</p> <p>↓ 変動相場制を承認し金とドルの交換を辞めて、SDRを金に変わる中心通貨とする。 アメリカの輸出減少、貿易赤字になる</p>	<p>管理通貨制度 + 変動相場制</p>				
1985	<p>□ (G5)プラザ合意を締結 …ドル安円高誘導をかける</p> <p>↓ 日本で円高不況が発生</p>					
1987	□ (G7) ルーブル合意 を締結 …ドル安の進行を抑制					

□ **SDR** (B)
特別引出権のこと。
各地方の地域住民やそのIMF加盟国が国際収支が赤字のときに、必要な外貨を引き出せる権利。現在は、1SDR=約1.44米ドル。

I：戦後の貿易体制

第二次世界大戦の一因となったブロック経済の反省から、自由貿易が促進される。

名称	GATT (関税及び貿易に関する一般協定)	発足年	1948年
目的	自由貿易の促進、世界貿易の拡大		

GATTの理念は多国間で合意した方が効果的であるため、他国的貿易交渉(ラウンド)が行われた。

ラウンド	内容	参加国数
ケネディ・ラウンド (1964-1967)	・アメリカ、ECが中心となった ・ 関税の一括引き下げ (平均35%)に成功	47
東京ラウンド (1973-1979)	・日本、アメリカ、ECが中心となった ・約33%の関税引下げ ・途上国の参加と発言権が増大 ・ 非関税障壁 の軽減	100
ウルグアイ・ラウンド (1986-1994)	・ サービス貿易 のルール作り ・ 知的財産権 の保護 ・ 農産物 の例外なき関税化 →日本はコメの関税化義務を負う ・ マラケシュ宣言 でWTO設立を宣言	125

名称	WTO (世界貿易機関)	発足年	1955年 (GATTを改組)
目的	農業、知的所有権、サービス貿易 を含めた幅広い世界貿易の統一ルール化		
特徴	①GATTが国際協定であったが、WTOは国際機関になった ②モノの貿易ルールだけでなく、サービス貿易・知的財産権などが確立目的 ③農業分野の関税化、輸出補助金の削減などの自由化の削減 ④2年1回閣僚会議を開催して、政治的意思決定ルールを確立 ⑤紛争処理手続きの強化		

ラウンド	内容
ドーハ・ラウンド (2001-)	・農業、サービス貿易、非農産品市場アクセス、ルール、 TRIPS協定 、紛争解決処理の改正、貿易と環境が対象 ・2008年に交渉決裂したものの復活したが、停滞中。

□ 非関税障壁 (B)

関税以外の手段による輸入制限方法のこと。例)数量制限

□ TRIPS協定 (B)

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。著作権、商標、意匠、特許などの分野について実体的な保護規定とその国内での実施措置を定める。

II：自由貿易の原則

自由主義 (フリー)	・関税をかけない ・非関税障壁の軽減	
無差別主義 (フェア)	最恵国待遇	自国の領域内で、外国人等に認めた最も良い待遇や権利を相手国やその国民にも保障をすること。
	内国民待遇	輸入品を国産品と同等に扱うこと。
多角的交渉 (グローバル)	GATT	ケネディ・ラウンド、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンド
	WTO	ドーハ・ラウンド

III：GATTとWTOが認めている貿易特例

セーフガード (緊急輸入制限措置)	他国から安価な商品が大量に輸入されたことに対して、国内産業に大きな影響を与える恐れがあるため発動する措置。
アンチダンピング	自国通貨を切り下げることで、自国の輸入商品の価格を不当に切り下げる(ダンピング)ことを行っていた場合に、その商品に関税をかけることが認められる制度。
一般特惠関税制度	途上国の輸出を拡大するために、先進国は途上国の商品に関税を課さないか、特別に低く関税を設定する制度。

▶セーフガードの例

- ・2001年 中国からの「しいたけ」「ねぎ」「い草」
- ・2017年 アメリカからの「礼堂牛肉」

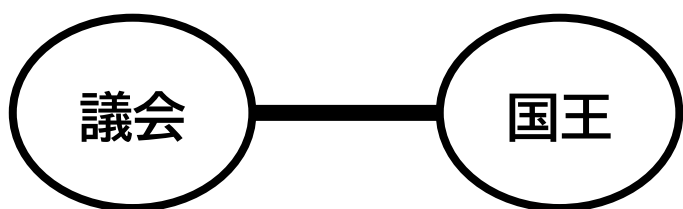
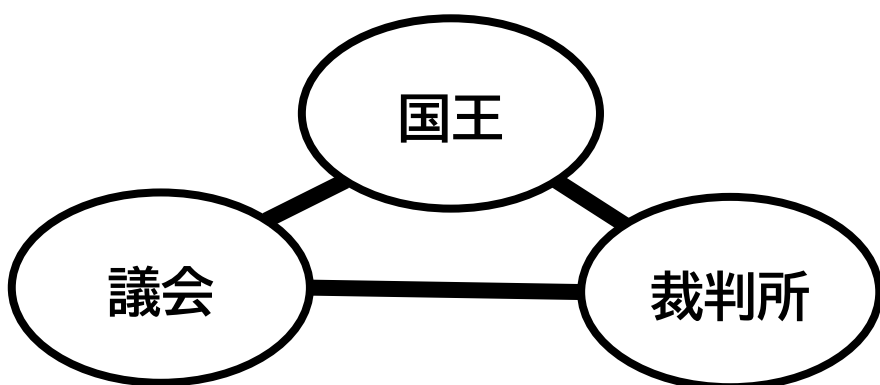
▶アンチダンピングの例

- ・アメリカからの自動車

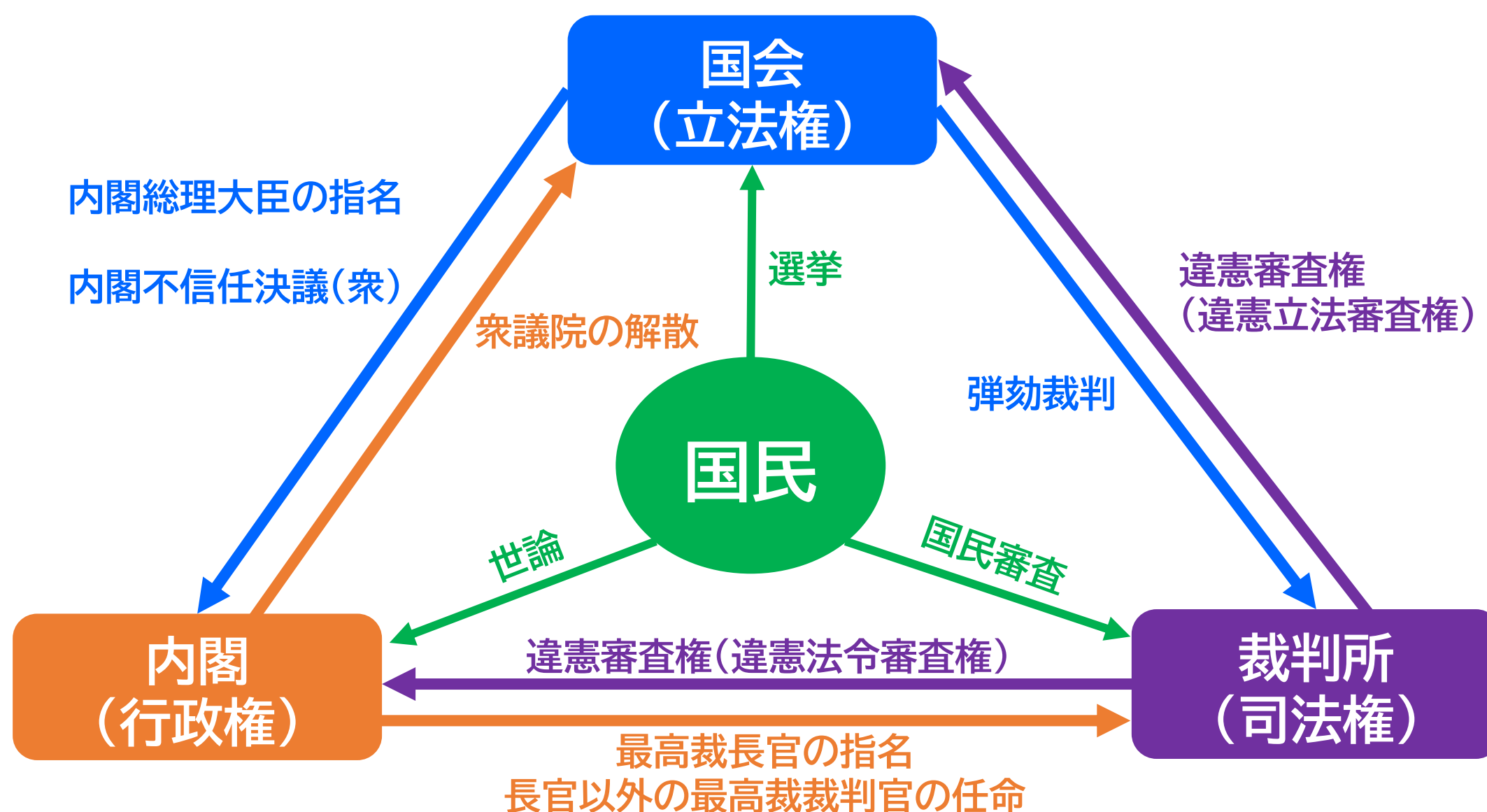


S

I： 権力分立

提唱者	ロック 『市民政府二論』	モンテスキュー 『法の精神』
イメージ図		
特徴	議会優位の権力分立	抑制と均衡(チェックアンドバランス)
採用国	イギリス	アメリカ

II： 日本の三権分立



III： 日本の主要役職の指名・任命権

	選出方式	指名	任命	認証 (任命の同意)
象徴	天皇	世襲		
内閣	内閣総理大臣	国会の投票	国会	天皇
	国务大臣	内閣総理大臣の専権事項	(内閣総理大臣の専権事項)	内閣総理大臣 天皇
国会	衆議院議長 参議院議長	国会議員による選挙	(国会議員による選挙)	
	衆議院議員 参議院議員	国民による選挙	(国民による選挙)	
裁判所	最高裁長官	内閣の指名	内閣	天皇
	最高裁裁判官	内閣の指名	(最高裁長官の意見)	内閣 天皇
	下級裁裁判官	最高裁の指名	最高裁判所	内閣

I：国会の地位

日本国憲法 第41条
国会は、**国権の最高機関**であつて、国の**唯一の立法機関**である。

※国権の最高機関
国会は、主権者である国民との結びつきが内閣・裁判所よりも強いため
国政の中心となる。

※例外
各議院及び最高裁判所の**規則制定権**、内閣の**政令制定権**、地方自治体の**条例制定権**

II：国会の組織

日本国憲法 第42条
国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

衆議院		参議院
465名	定数	248名
4 ※解散あり	任期	6 ※3年ごとに半数改選
18歳以上	選挙権	18歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
小選挙区比例代表並立制	選挙制度	選挙区制と比例代表制
あり	重複立候補	なし
あり	解散	なし
289名 (全国289選挙区)	選挙区制	148名 (全国45選挙区)
176名 (全国11ブロック)	比例代表制	100名 (全国1ブロック)

▶選挙区(ブロック)の考え方

◆衆議院(小選挙区)
都道府県の中でもより細かい小選挙区を設定。全国で289選挙区

◆衆議院(比例代表)
北海道・東北・北関東・東京都・南関東・北陸信越・東海・近畿・中国・四国・九州の11ブロック

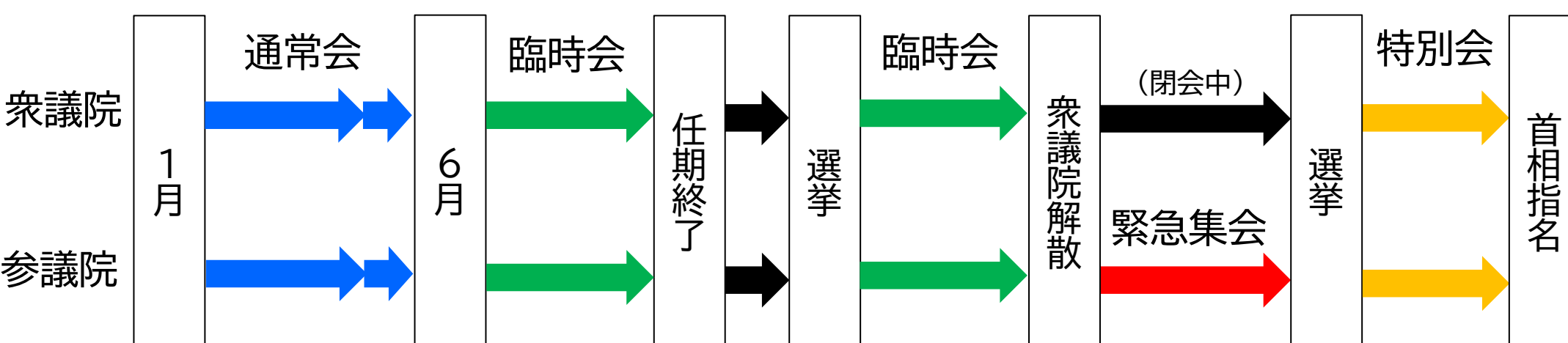
◆参議院(選挙区)
基本は都道府県各1区。ただし、鳥取と島根、徳島と高知は同じ選挙区になるため、全国で45選挙区

◆参議院(比例代表)
全国区と呼ばれ、個人の得票数に応じて当選者が決まる。1回の選挙につき、50名が1つの選挙区から選ばれるイメージ。

III：国会の種類

◆	通常国会 (常会)	毎年1月召集、会期は150日、延長は1回可能
◆	臨時国会 (臨時会)	次の場合に召集される ①内閣が必要とする場合 ②いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求がある場合 ③衆議院任期満了による総選挙・参議院通常選挙後
◆	特別国会 (特別会)	衆議院解散に伴う総選挙後30日以内に召集し、首相を指名する。
◆	参議院の 緊急集会	衆議院解散中に緊急の必要がある場合に召集。

※1年間のうちに全ての国会があるとすると…



I：国会の役割

役割	憲法	内容
法律案の議決	59条	法律は国会議員が発案する議員立法と内閣が発案する閣法が存在するが、 閣法の割合が圧倒的に多い 。それらを各議院でそれぞれ過半数の賛成を受けると可決される。
予算案の議決	60条	予算は内閣が作成し国会に提案する。 予算は衆議院が先に審議 し、その後参議院で行う。なお審議の過程では知識のある者呼び意見を聞く 公聴会 の実施をしなければならない。各議院でそれぞれ過半数の賛成を受けると可決される。
条約の承認	61条	内閣が締結した条約を承認する。
国政調査権	62条	裁判所の判決に影響を及ぼさない範囲で、調査を目的に証人の出頭・記録をさせることができる。
弾劾裁判所の設置	64条	国会議員で構成される裁判で、 裁判官を罷免するかどうか を判断する。
内閣総理大臣の指名	67条	国会議員の中から 指名し、天皇に任命してもらう。
内閣不信任決議	69条	内閣を信用できない(不信任)であるという決議をすることができる。過去4回可決された。ただし、 衆議院にのみ認められる 。
憲法改正の発議	96条	各議院の 総議員の3分の2以上 の賛成で憲法改正を国民に対して発議できる。

II：衆議院の優越

	状況(いずれか)	結果
法律案の議決	①衆議院と参議院が異なる議決をした場合 ②参議院が 60日以内 に議決しない場合 (両院協議会は任意)	衆議院が再可決すれば成立 。 (出席議員の3分の2以上の賛成)
予算の議決 (予算の先議権)	①参議院が衆議院と異なる議決をし、 両院協議会 でも意見が一致しない場合 ②参議院が 30日以内 に議決しない場合	衆議院の議決が国会の議決になる
条約の承認	①衆議院と参議院が異なる議決をし、 両院協議会 でも意見が一致しない場合 ②参議院が 30日以内 に議決しない場合	
首相の指名	①衆議院と参議院が異なる議決をした場合 ②参議院が 10日以内 に議決しない場合	内閣総辞職 (参議院の議決不要)
内閣不信任決議	内閣不信任決議案の採決で、賛成が過半数を超えた場合。	

※参議院には内閣不信任決議権がない分、問責決議権があるが拘束力がない。

◆衆議院の優越がある理由

参議院と比べて、衆議院の**任期は短く、解散があり、議員数が多い**ことから**民意を反映させやすい**ため。

I：国会議員の種類

衆議院議員		参議院議員
465名	定数	248名
4年 ※解散あり	任期	6年 ※3年ごとに半数改選
289名 (全国289選挙区)	選挙区制	148名 (全国45選挙区)
176名 (全国11ブロック)	比例代表制	100名 (全国1ブロック)

II：国会議員の特権

歳費特権	日本国憲法 第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、 国庫から相当額の歳費を受ける。
不逮捕特権	日本国憲法 第50条 両議院の議員は、 法律の定める場合を除いては 、 国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、 その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。
発言の免責特権	日本国憲法 第51条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、 院外で責任を問はれない。

III：不逮捕特権

衆議院議員・参議院議員は基本的に国会の会期中には逮捕されない。

<例外>

国会法 第33条

各議院の議員は、院外における**現行犯罪の場合を除いては**、
会期中その院の許諾がなければ逮捕されない。

◆まとめ

**①院外での現行犯 ②会期外 ③会期中に議院の許諾がある場合
には逮捕される。**

IV：発言免責特権

衆議院議員・参議院議員は国会内での発言や表決などについて
院外で責任は問われない。

<例外>

日本国憲法 第51条

両議院の議員は、**議院で行った**演説、討論又は表決について、
院外で責任を問はれない。

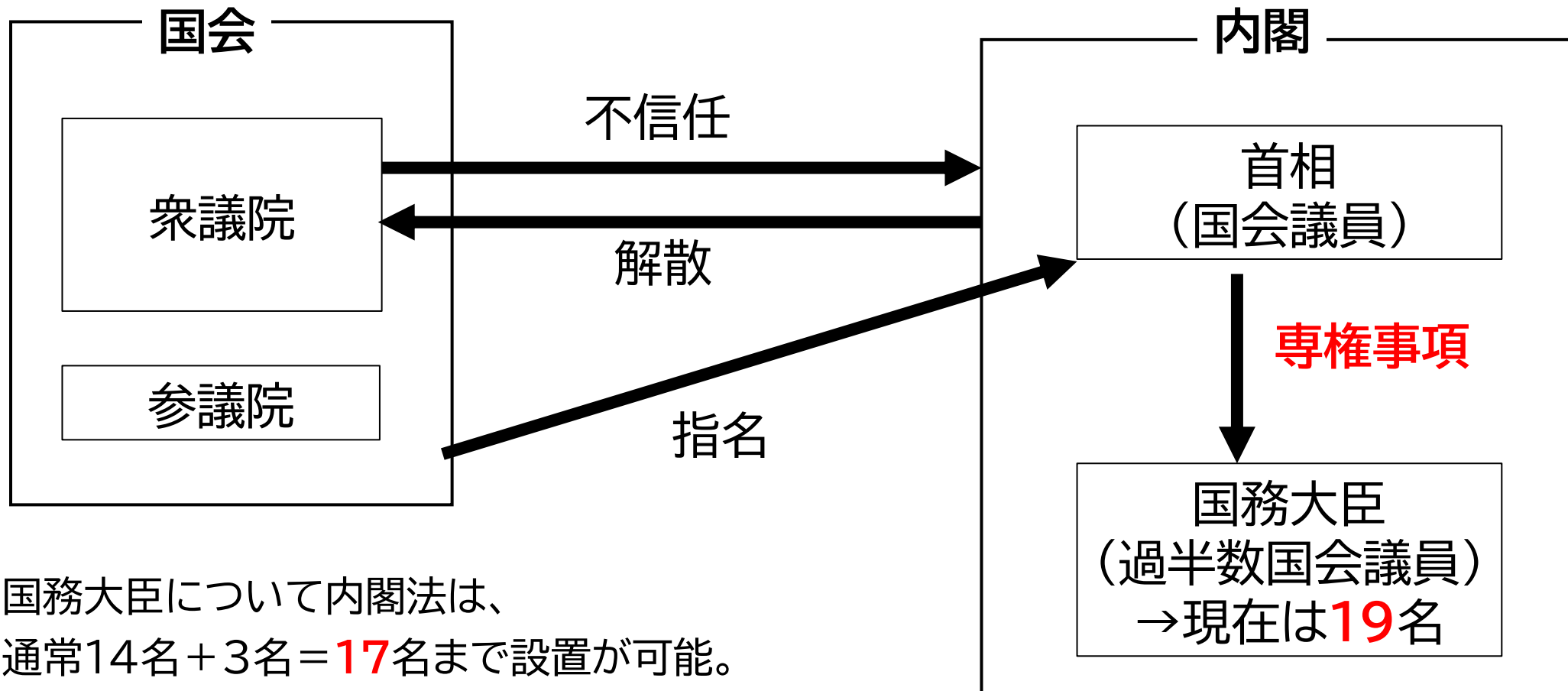
◆まとめ

○…責任追及あり ×…責任追及なし	責任を問われる場所	
	院内	院外
発言する場所	院内	○
	院外	○

▶議院で行ったとは

基本的には議院の中という解釈ではあるが、場所を問わず議員として行った行動全体も含むことが多いらしい。

I：内閣の地位



国务大臣について内閣法は、
通常14名+3名=17名まで設置が可能。
但し、特別法に基づいて1名ずつ増やせる。

- ①復興大臣(復興庁設置期間)
- ②五輪担当大臣(オリンピック推進本部設置期間)
- ③万博担当大臣(国際博覧会推進本部設置期間)

2022年に②が廃止され、現在は2名追加状態。 ※2023年9月時点

□ 専権事項 (B)

各地方の地域住民やその代表者の意思に基づいて、地方公共団体の政治が行われること。

II：内閣・内閣総理大臣の役割

内閣		内閣総理大臣	
憲法	役割	憲法	役割
6条	◆最高裁長官の指名	68条	◆国务大臣の任命・罷免
3・7条	◆天皇の国事行為に対する助言と承認	72条	◆議案の提出 ◆国务・外交の国会への報告 ◆行政各部の指揮監督
72条	◆議案の提出	74条	◆法律・政令の連署
73条	◆法律の執行と国务の総理 ◆外交関係の処理 ◆条約の締結 ◆官吏に関する事務の掌握 ◆予算の作成 ◆政令の制定 ◆恩赦の決定	75条	◆国务大臣の訴追の同意

III：閣議(内閣の会議)

主宰	内閣総理大臣
根拠	内閣法第4条
出席者	内閣総理大臣、国务大臣、官房副長官、内閣法制局長官
内容	・予算案 ・法律案 ・法律、条約の公布 ・政令 ・その他国政に関する基本的かつ最重要な項目で、内閣として意思決定を行うべき一般案件等
評決	(原則) 全会一致

▶閣議はなぜ全会一致なのか

内閣法に内閣が国会に対して連帯責任を負う旨の明記があるため。

内閣法 第1条2項
内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

I： 2つの衆議院解散

◆7条解散～天皇の国事行為～

日本国憲法 第7条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

(略)

◆69条解散～不信任決議～

日本国憲法 第69条

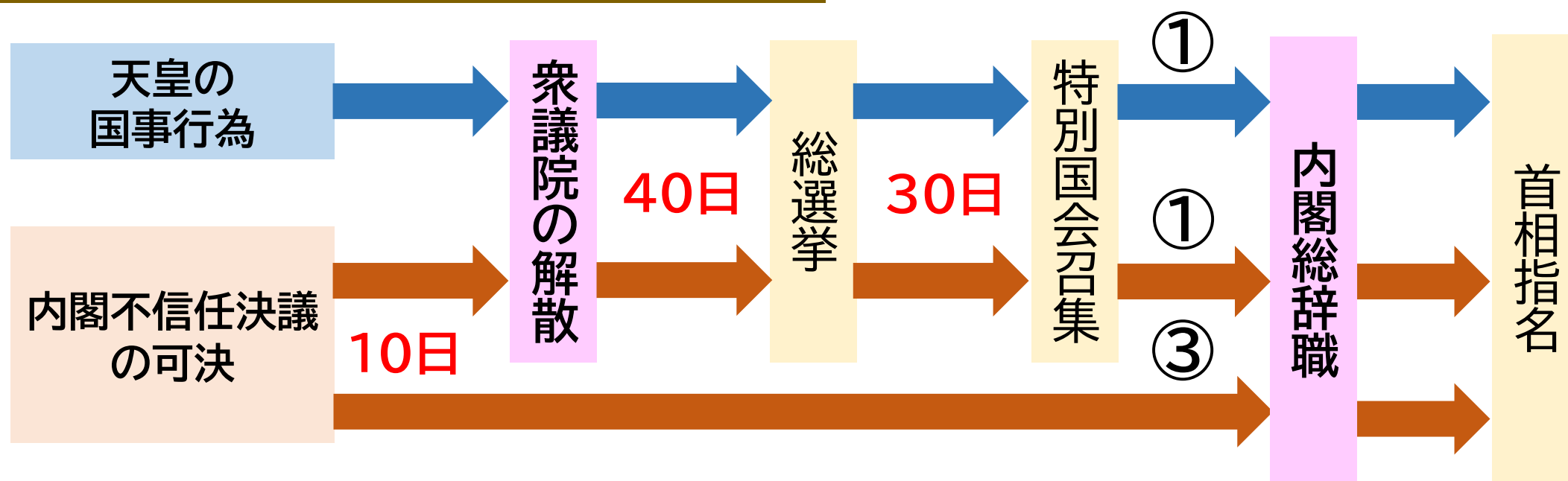
内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

II： 69条解散の例

多くの場合、与党の総裁が首相になるため、内閣不信任決議が可決されることは少ないが、過去に4例存在する。

1948年	なれあい解散	吉田茂 内閣	GHQのあっせんによる与野党合意の解散。
1953年	バカヤロ一解散		答弁中に「ばかやろう」と発言したことが原因。
1980年	ハプニング解散	大平正芳 内閣	議員の政治腐敗、経済政策の失敗、外交問題の自主性の喪失などが原因。この選挙中に大平氏は死去。
1993年	政治改革解散	宮澤喜一 内閣	小選挙区制導入に関する対立が原因。この選挙で 非自民連立政権が誕生 。

III： 衆議院解散と内閣総辞職の流れ



IV： 4つの内閣総辞職

1	衆議院解散型	衆議院解散による選挙後、 特別国会が召集 された場合。
2	衆議院任期満了型	任期満了による選挙後、 臨時国会が召集 された場合。
3	内閣反省型	衆議院が内閣不信任決議を可決し、内閣が 10日 以内に衆議院を 解散しない 場合。
4	内閣総理大臣不在型	内閣総理大臣が欠けた場合。

I：国会改革

◆1999年 国会審議活性化法の制定

国会審議活性化法の制定により、以下の内容が定められた。

- ① 国務大臣に代わって官僚が答弁する**政府委員制度**を廃止
- ② **大臣政務官**や**副大臣**の答弁を認める
- ③ 与野党の党首が一对一で討論する**党首討論制(クエスチョンタイム)**を導入

II：行政改革

◆1998年 中央省庁等改革基本法の制定

中央省庁等改革基本法の制定により、**2001年**に中央省庁の再編が行われた。

- ① 1府22省庁制から**1府12省庁制**へ再編
- ② **内閣府**を再編(総理府、経済企画庁、沖縄開発庁などを統合)
- ③ **国土交通省**の創設(運輸省、建設省、国土庁、北海道開発庁を統合)
→公共事業の7～8割を握る巨大官庁が誕生した

◆郵政改革 (小泉純一郎)

2002年	郵政公社法	・郵政三事業(郵便・郵便貯金・簡易保険)を担当してきた郵政事業庁が 日本郵政公社 に移行。 ・信書便法(2002年)により、郵便事業への民間参入が可能になった。
2005年	郵政民営化法	・ 日本郵政公社 は4つの事業会社(郵便局会社・郵便事業会社・ゆうちょ銀行会社・かんぽ生命保険)に分割化された。 ・2010年は同法を改正

◆各省庁の歴史 (府省の下にある庁を除く)

2001年	中央省庁再編で、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛庁、国家公安委員会の1府12省庁になる。
2007年	防衛庁が 防衛省 に昇格
2012年	復興庁 を設置
2021年	デジタル庁 を設置
2023年	こども家庭庁 を設置

□ ブライス
「地方自治は
民主主義の学校である」

□ トックビル
「地方自治の自由に対する
関係は、小学校の学問に
に対する自由と
同じである」

I： 地方自治

国から独立した地方公共団体が、政治や行政を住民の参加と意思に基づいて行うことを地方自治という。日本国憲法第8章で定めているが、大日本帝国憲法では規定がなかった。

日本国憲法 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基づいて、法律でこれを定める。

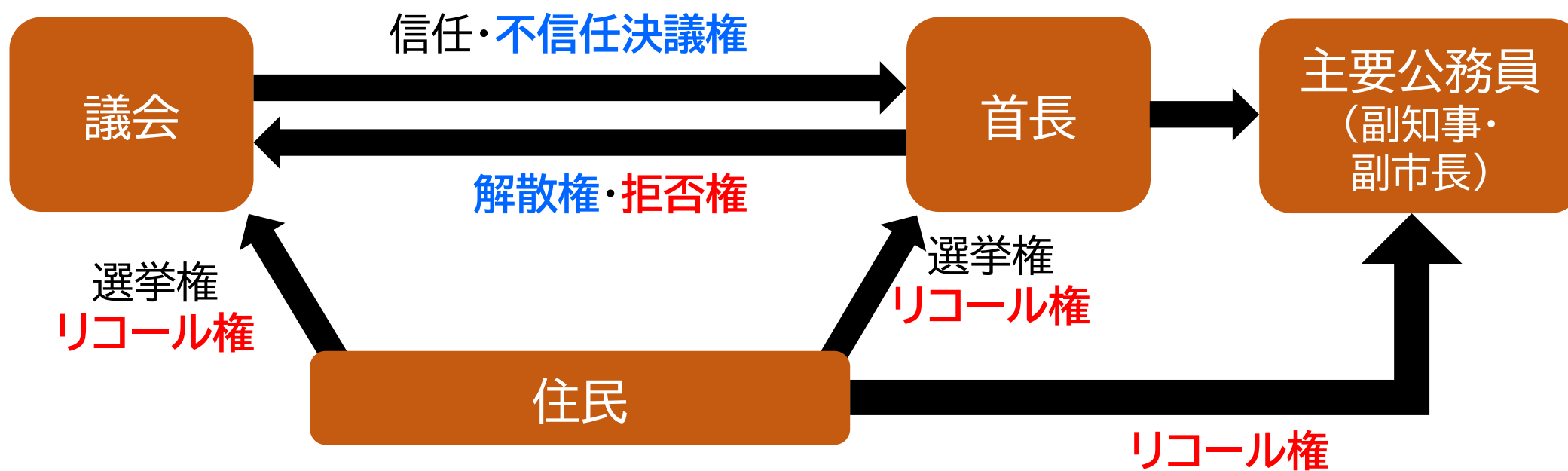
団体自治	政府から独立した地方公共団体が、自らの機関や財源によって地方公共団体の政治を行うこと。
住民自治	各地方の地域住民やその代表者の意思に基づいて、地方公共団体の政治が行われること。

II： 地方自治体の政治体制

日本国憲法 第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。



※首長による解散権は単独では行使できず、**不信任決議の対抗措置**として可能である。

III： 地方自治体の課題

市町村数増大による不安定な行政基盤	① 平成の大合併 (1999年) 政府主導で自治体を広域化することで行政基盤を強め、地方分権の推進に対応することを目的としたもの。 これにより、市町村数は約3200から約1720になった。 ② 道州制 都道府県を廃止し、広域の道や州に再編し広域化することで行政基盤を強め、自主性を高めることを検討中。
財政再生団体 の存在	財政破綻により、国の管理の下で財政再建を行う地方自治体が存在する。 ・2010年 北海道夕張市 (現在進行 京都府京都市)
限界集落 の増加	居住者が都市に移ったり、高齢化したりすることで地域社会の維持が困難となる限界集落が増加した。
中心街の衰退	駅前などにある商店街が閉鎖される シャッター街 が登場。 中心街を行政サービスと連携させ、商業・居住・交通などの拠点にする コンパクトシティ を推進。
住民税の不足	任意の自治体に寄付して、一部の住民税・所得税が控除される ふるさと納税制度 を導入。 ただし、自治体が寄付を求め 返礼品競争 が生じている。

I：地方自治体の業務

従来

固有事務
本来の事務

団体委任事務
地方自治体に委任された事務

機関委任事務
執行機関に委任された事務

1999年
地方分権一括法

現在

自治事務
従来の固有事務、都市計画、
病院薬局の開設許可

法定受託事務
国政選挙の事務、パスポートの交付、
国道の管理

II：地方財政の種類

	用途	財源	
地方税	なし	自主財源 (自分で調達)	一般財源 (用途なし)
地方交付税	なし (地方自治体間格差の解消が目的)	依存財源 (国・借金から 調達)	
国庫支出金	あり (特定の開発に使用)		特定財源 (用途あり)
地方債	あり (地方財政法第5条に定める場合)		

▶地方財政法第5条

交通事業、ガス事業、水道事業、
公営企業の事業、
出資金及び貸付金、地方債の借
換え、災害対応、
公共施設の建設事業費など。

※現在の地方財政(令和3年度 歳入の状況)

R02 (2020)	地方税 (31.4%)	国庫支出金 (28.8%)	地方交付税 (13.1%)	地方債 (9.4%)	その他
R03 (2021)	地方税 (33.1%)	国庫支出金 (25.0%)	地方交付税 (15.2%)	地方債 (9.2%)	その他

※自主財源が30%~40%のため、「3割自治」「4割自治」と呼ばれている。

III：地方財政改革

①三位一体の改革 (2002年 小泉内閣)

地方分権を進めるための制度。

- 改革① 国庫支出金の削減
- 改革② 地方交付税の見直し
- 改革③ 国から地方への財源移譲

②地方債発行要件緩和 (2006年)

今までは地方債の発行には総務大臣の許可が必要な許可制だったが、
2006年度から事前に協議をすれば発行が可能な事前協議制になった。

I：住民自治

住民が自ら政治の担い手となることを**住民自治**という。憲法では95条に規定がある。

日本国憲法 第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、**その地方公共団体の住民の投票において**その過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

□ 住民自治 (B)

各地方の地域住民やその代表者の意思に基づいて、地方公共団体の政治が行われること。

◆住民ができること

レファレンダム (住民投票)	地方公共団体における重要な政策について 住民が投票を行うことで最終決定する。
リコール (解職請求)	議員・長・主要公務員の解職、議会の解散などを住民が要求する。
イニシアティブ (住民発案)	住民が条例の制定・改廃の提案を行う。

II：地方自治法上の直接請求

住民自治の観点から、地方自治法は住民に直接請求する権利を明記している。

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿 登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、 議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票 で 過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			
長の解職請求	81条			
主要公務員の 解職請求(※1)	86条	長	長が議会にかけて 3分の2以上の出席かつ 4分の3以上の同意が必要	

※1 主要公務員

副知事・副市長などの副長、
選挙管理委員、監査委員などを
指す。

※2 有権者数が次の場合、条件が変わる。

40万人以下	$x \times 3分の1$
40万人を超え、 80万以下	$\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$ ※xは有権者数 ※40万×3分の1 + (有権者数 - 40万) × 6分の1
80万人を超える	$\frac{480万 + 3(80万 - x)}{24}$ ※xは有権者数 ※40万×3分の1 + 40万×6分の1 + (有権者数 - 80万) × 8分の1

III：住民投票の種類

種類	根拠法	拘束力	投票者	例
地方特別法制定 のための住民投票	憲法95条	あり	日本国籍 18歳以上	・広島平和記念都市建設法 ・長崎国際文化都市建設法
直接請求権による 住民投票	地方自治法			・愛知県解職請求署名偽造事件 ・埼玉県本庄市署名無効事件
特別区設置のための 投票	大都市地域 特別区設置法			・大阪府(大阪都構想)
その他住民投票	住民投票条例	なし	自由 ・外国人○ ・年齢引下げ○	・新潟県巷町(原発設置) ・沖縄県(米軍基地) ・岐阜県御嵩町(廃棄物処理場)

I：選挙の原則

原則	内容	原則に反する例
普通選挙	一定年齢に達した全ての国民に選挙権を与えること。	・一方の性別にのみ認める選挙 ・所得や納税額で制限がある選挙
平等選挙	全ての人の一票は、同等の価値で平等に扱うこと。(投票価値の平等)	・一票の格差のある選挙
秘密選挙	投票する内容を公にさせられないこと。	・強制的に投票した候補者名を公開する選挙
直接選挙	選挙権を持つ国民が直接投票をすること。	・代理による選挙
自由選挙	本人の自由意思で投票ができ、誰からも干渉されないこと。また投票に関する責任を負わないこと。	・圧をかけられて投票する選挙

II：選挙制度

	小選挙区制	大選挙区制 (中選挙区制)	比例代表制
選出方法	1つの選挙区において、最も得票数が多い候補者が当選する方式。	1つの選挙区において、得票数が多い候補者が定数分順番に当選する方式。	1つの選挙区において、各政党の得票数に応じて議席を配分し、その人数分当選する方式。
当選者数	1名	複数名	得票数に応じて決定
投票内容	個人名	個人名	政党名 or 個人名
政権	安定	比較的不安定	不安定
政権交代	しやすい		しにくい
少数意見	反映されにくい	反映されやすい	反映されやすい
民意	反映されにくい	比較的正確に反映	正確に反映
死票	多い	比較的少ない	少ない
不正	起きやすい (選挙戦の激化)		起きにくい
政党・個人	政党本位	政党本位	個人中心
その他長所		同一政党のなかから候補を選択できる	
その他短所	地方的人物が選ばれやすい	・1票の重みの差が出やすい ・地元への配慮が優先され、金も多く必要	・候補者選考過程で政党幹部の力が過大になる ・顔の見えない選挙になる。

III：世界の選挙制度の歴史

◆選挙制度の歴史

原則	内容
1848年	フランスで世界初の男子普通選挙権が与えられた。
1890年	アメリカのワイオミング州で世界初の女子普通選挙権が与えられた。
1893年	ニュージーランドで国家として世界初の女性普通選挙権が与えられた。
1919年	ドイツでG5/G7国家として世界初の女性普通選挙権が与えられた。

◆各国の選挙権付与時期

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	ソ連	スイス	ニュージーランド
男子	1925	1870	1871	1848	1918	1936	1848	1879
女子	1945	1920	1919	1944	1928	1936	1971	1893

I：日本の選挙制度

衆議院議員総選挙		参議院議員通常選挙
小選挙区比例代表並立制 (小選挙区+比例代表制)	選挙制度	選挙区制+比例代表制
465名	定数	248名
4年	任期	6年 (3年ごとに半数改選)
289名	選挙区 定数	148名
176名	比例代表 定数	100名
あり	解散	なし
18歳以上	選挙権	18歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
可能	重複立候補	不可能

II：選挙期間の禁止事項

選挙期間や選挙運動について以下の行為を禁止している。

- ①戸別訪問（候補者が直接有権者の自宅などを訪問して選挙運動を行う行為）
- ②飲食物提供
- ③署名運動
- ④連呼行為（選挙カーを除く）
- ⑤指定された枚数以上のはがき、ポスターの配布等
- ⑥公務員の選挙運動
- ⑦選挙期間前・投票日の選挙運動

※インターネットを活用した選挙運動は可能

また、候補者自身のみならず選挙運動の責任者や候補者の親族が悪質な選挙違反を行い、禁固刑以上の有罪が確定した場合は、当選者の関与の有無にかかわらず当選を無効にし、かつ同一選挙区での立候補を5年間禁止とする**連座制**が導入されている。

III：選挙運営制度

期日前投票	投票日当日に投票できない有権者が事前に投票できる制度。当日に投票できない理由は仕事や旅行など比較的自由である。
不在者投票	期日前投票・投票日当日に本来投票所となる場所から離れている場合、出張先などの選挙管理委員会で投票ができる制度。
在宅投票・郵便投票	身体障害者手帳を持ち、一定の要件に該当する場合は、郵便による在宅での投票や不在者投票ができるという制度。
代理投票・洋上投票	心身の故障や目の見えない人のように、自ら候補者名を記入できない有権者は申請をすれば代理で投票ができるという制度。
洋上投票	遠洋漁業を行う船舶上で不在者投票を行う制度。
在外投票制度	海外に住む有権者が国政選挙などへ参加することができる制度。

IV：選挙の問題点

投票率の低下	衆議院・参議院選挙ともに投票率は低下傾向にあることや、若者の 政治的無関心(アパシー) が問題となっている。
議員定数不均衡 (一票の格差)	同じ一票であっても、選挙区の有権者の数によってその一票にかかる重さが違うことを一票の格差といい、その格差が大きいことが問題となっている。

I：選挙制度

衆議院の議員を選挙する制度は、小選挙区制と比例代表制を並立させた「**小選挙区比例代表並立制**」である。

また、小選挙区と比例代表区の両方に立候補する**重複立候補**が認められており、小選挙区で落選した場合に、比例代表区で当選する**復活当選**が可能になる。

	小選挙区	比例代表区
制度	1つの選挙区の中で最も得票数が多い1名が当選する方式。	1つの比例代表区の中で各政党の得票数に応じて各政党の当選人数が決まる方式。
1区あたりの当選者数	1名	複数名(区による)
全国の選挙区数 全国のブロック数	289区	11区
定数	289名	176名
有権者が投票用紙に書くもの	候補者名	政党名

▶投票所に行くとき…

投票所に行くとき、投票券を元に本人確認をされた後、まずは小選挙区の投票用紙を渡されます。書いて投票箱に行くと、次は比例代表区の投票用紙が渡されます。そして書いて投票箱に行くと終わるかと思ったら、最高裁判官の国民審査の審査用紙が渡されるんです。3段階になっているという衆議院特有の投票所です。

▶比例代表の11区とは

比例代表制の選挙区11区とは、北海道・東北・北関東・南関東・東京都・北陸信越・東海・近畿・中国・四国・九州であり、地域で分けている。各区ごとに定数は異なり、最少は四国の6、最多は近畿の28。

□ 惜敗率 (B)

衆議院選挙の比例代表制で重複立候補をして、小選挙区で落選した候補者が復活当選する際の基準。

計算式は、
$$\frac{\text{落選者の得票数}}{\text{当選者の得票数}} \times 100 (\%)$$
になる。

II：比例代表制(拘束名簿方式)

◆拘束名簿方式

比例代表制では各政党の得票数に応じて各政党の当選人数(議席数)が決まるが、その際に各政党は候補者に順位をつけて、上位から議員として議席を与えることになる。このように、候補者に順位をつけた政党が作成する名簿を**拘束名簿**という。

<拘束名簿のルール>

- ①複数の候補者を同じ順位にすることができる
- ②同じ順位で全員を当選にできない場合は、**惜敗率**が高い順に当選する。
- ③小選挙区で当選した候補者は衆議院議員になるので、**比例代表では当選しない**。
- ④小選挙区での得票数が有効投票総数の10%に満たない場合は、復活当選できない。

◆比例代表の議席数の決め方

比例代表区で各政党が獲得する議席数は、各政党の得票数に応じて決定する。その際に、得票数を1、2、3と順に割っていき、その商の大きい順に議席を配分する方法を用いる。この方法を**ドント方式**という。

III：比例代表制の選出方法

◆STEP1 各政党の議席数を計算する(ドント方式) 定数:5議席

▶この区の小選挙区各政党投票数

政党名	X党	Y党	Z党
得票数	45000	15000	3000
÷1	①45000	③15000	3000
÷2	②22500	7500	1500
÷3	③15000	5000	1000
÷4	⑤11250	3750	750
÷5	9000	3000	600

X党は4議席 = 4名当選

Y党は1議席

Z党は0議席

▶当選者決定方法の解説

【1位】
順位1位のAは小選挙区にでていないため、そのまま当選。

【2位】
順位2位のBは小選挙区にでたが落選しているため比例代表2位で当選する。

【3位】
順位3位のCは小選挙区にでていないため、そのまま当選。

【4位】
順位4位のDは小選挙区で当選しているため、議員になれるのでこの名簿ではパス。

順位5位はEとFがいるが、2人とも小選挙区で落選しているため、惜敗率で比較する。すると惜敗率が高い方のFが当選する。

◆STEP2 当選する候補者を決める(拘束名簿)

▶X党の拘束名簿

順位	候補者名	重複立候補	小選挙区	惜敗率
1	A	—	—	—
2	B	○	落選	75%
3	C	—	—	—
4	D	○	当選	—
5	E	○	落選	50%
5	F	○	落選	80%
7	G	○	落選	70%

上位4名が当選するので

A・B・C・Fが当選

I：選挙制度

参議院の議員を選挙する制度は、選挙区制と比例代表制を併用した制度である。衆議院議員総選挙のように小選挙区と比例代表区の両方に立候補する**重複立候補**は認められていない。ただし、参議院議員は3年に半数改選のため、**1回の選挙で選ぶのは定数の半数だけ**である。(以下の表の括弧内の人数)

	選挙区	比例代表区
制度	1つの選挙区の中で得票数が多い順に複数名が当選する方式。	1つの比例代表区の中で各政党の得票数に応じて各政党の当選人数が決まる方式。
1区あたりの当選者数	複数名(区による)	複数名
全国の選挙区数 全国のブロック数	45区	1区
定数	148名 (74名)	100名 (50名)
有権者が投票用紙に書くもの	候補者名	政党名または候補者名

▶投票所に行くとき…

投票所に行くとき、投票券を元に本人確認をされた後、まずは小選挙区の投票用紙を渡されます。書いて投票箱に行くとき、次は比例代表区の投票用紙が渡されます。衆議院選挙とは違い2段階です。

▶選挙区の45区とは

比例代表制の選挙区45区とは、基本各都道府県に1区。ただし、有権者数の少ない「**高知と徳島**」「**鳥取と島根**」はそれぞれ1つの区としている。これを**合区**という。

II：比例代表制(非拘束名簿方式)

◆非拘束名簿方式

比例代表制では各政党の得票数に応じて各政党の当選人数(議席数)が決まるが、その際に各政党は候補者に順位をつけず、候補者名での得票数が多い上位から議員として議席を与えることになる。このように、候補者に順位をつけずに政党が作成する名簿を**非拘束名簿**という。

◆比例代表の議席数の決め方

比例代表区で各政党が獲得する議席数は、各政党の得票数に応じて決定する。その際に、得票数を1、2、3と順に割っていき、その商の大きい順に議席を配分する方法を用いる。この方法を**ドント方式**という。

III：比例代表制の選出方法

◆STEP1 各政党の議席数を計算する(ドント方式) 定数:5議席

▶この区の小選挙区各政党得票数

政党名	X党	Y党	Z党
得票数	45000	15000	3000
÷1	①45000	③15000	3000
÷2	②22500	7500	1500
÷3	③15000	5000	1000
÷4	⑤11250	3750	750
÷5	9000	3000	600

X党は4議席 = 4名当選

Y党は1議席

Z党は0議席

▶議席数決定方法の解説

得票数については、本来は1回の選挙で議席が50の状態を計算していくこととなりますが、例として5議席の場合にしています。

◆STEP2 当選する候補者を決める(拘束名簿)

▶X党の拘束名簿

候補者名	得票数
A	①15000
B	④8000
C	②12000
D	400
E	③10000
F	7000
G	800

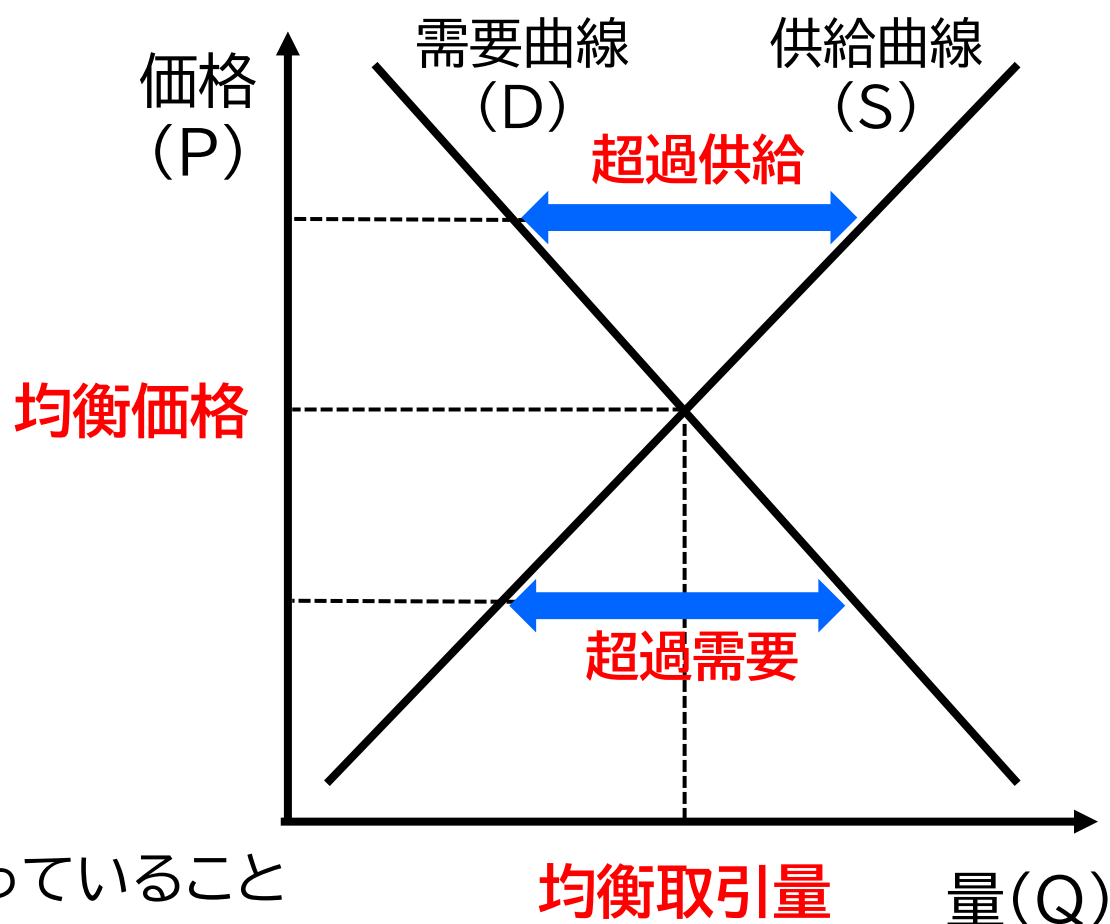
上位4名が当選するので

A・B・C・Eが当選

I：需要供給の関係

アダム・スミス『国富論』

財の量が余っているとき価格は下がり、財の量が足りていないとき価格は上がるという自動的な動きを「**価格の自動調節機能**」といい、これを神の「**見えざる手**」とした。



◆完全競争市場の条件

- ①売り手と買い手が多数存在すること
- ②商品の**質が同じ**であること
- ③商品に関する**完全な情報**を参加者が持っていること
- ④市場への参加と退出が自由であること

II：需要供給線の移動要因

◆需要曲線が動く要因

左に動く場合 (需要小)		右に動く場合 (需要大)
	☒	
減少	所得	増大
増税	税金	減税
低下	人気	上昇
下落	代替財価格	上昇
上昇	補完財価格	下落

☐ 代替財(B)

ある財の代わりになるような他の財のこと。
例) バターとマーガリン

☐ 保管財(B)

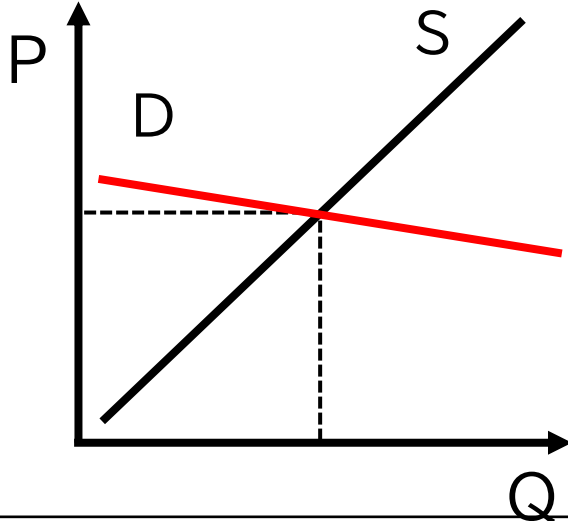
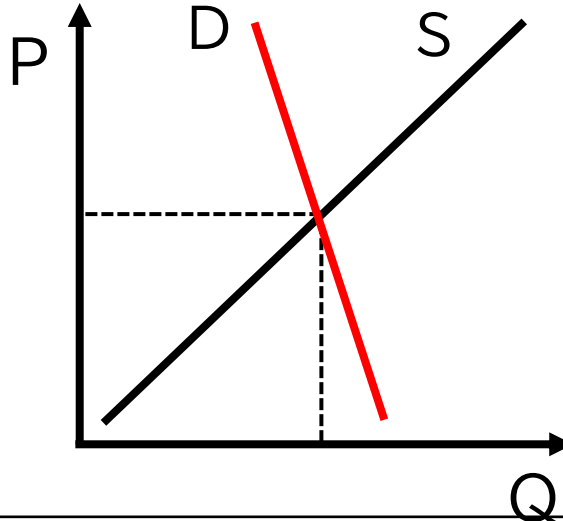
一緒に使うことによって、経済的目的に役立つ財のこと。
例) ペンとインク

◆供給曲線が動く要因

左に動く場合 (供給小)		右に動く場合 (供給大)
	☒	
なし	技術革新	あり
上昇	材料価格	下落
増税	税金	減税

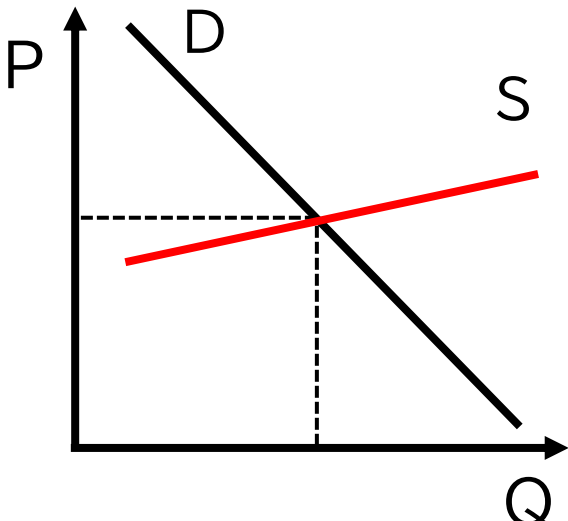
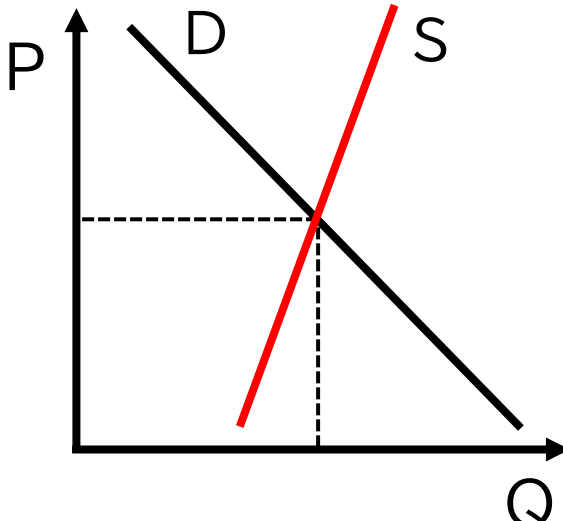
I： 需要曲線の傾きの変化

◆需要曲線が動く要因

傾きが緩やかな場合		傾きが急な場合
	図	
値段が少し変動しただけで、需要量が大きく変動する。	状態	値段が大きく変動しても、需要量は少ししか変動しない。
ダイヤモンドなどの 贅沢品	具体例	トイレtpーパーなどの 生活必需品
ダイヤモンドが100万円から90万円に安くなったとき、今がチャンスと思い需要が増える。110万円に高くなったとき、今は買えないと思い需要が減る。	考え方	トイレtpーパーが500円から1000円になったとしても、生活上必要になるので、買わざるを得ない。

II： 供給曲線の傾きの変化

◆供給曲線が動く要因

傾きが緩やかな場合		傾きが急な場合
	図	
値段が少し変動しただけで、供給量が大きく変動する。	状態	値段が大きく変動しても、供給量は少ししか変化しない。
流行商品などの 工業品	具体例	キャベツなどの 農産物
流行によって需要が高まった時、機械によって迅速に生産が可能で、供給量が増加する。	考え方	需要が高まったとしても、季節や天候に左右されるため生産時期が限られ、供給量は急には増加しない。

I：市場の失敗

市場機構による資源の適正配分ができない分野があること。

II：失敗① 独占と寡占

◆独占・寡占

	内容
独占	市場において、売り手または買い手が1者しかいない状態。
寡占	市場において、売り手または買い手が2者以上の少数であり、市場を支配している状態。

▶需要独占
買い手が1者の状態

▶供給独占
売り手が1者の状態

◆問題点

独占企業(寡占企業)が**プライス・リーダー**となって管理価格を設定するため、買い手が減ったとしても価格が下がらない、**価格の下方硬直化**が発生する点。

▶需要寡占
買い手が少数の状態

▶供給寡占
売り手が少数の状態

◆解決策

独占禁止法の制定

III：失敗② 外部効果

◆外部効果

	内容
外部経済	市場外部から内部に良い影響を与えること。
外部不経済	市場外部から内部に悪い影響を与えること。

◆問題点

需要供給に関係なく経済が動いてしまう点。

◆解決策

外部不経済については、**環境アセスメント(環境影響評価)法**の制定。

IV：失敗③ 公共財

◆公共財

防衛・警察・消防・一般道路・堤防・橋・公園などの政府が提供する財・サービスのこと。

◆問題点

公共財・サービスとして提供されるものはいずれも需要があるものではあるため、一般企業に委ねても良いはずであるが、その一方で次のような問題が発生するため、政府が介入せざるを得ない。

	内容
非排除性	多くの人と同時に消費できる性質のこと。 道路や堤防などの公共性のあるものの需要はあるが、利用料がないため、建設企業が儲からず供給量が減ってしまう。
非競合性	代価を支払う意思のある人もない人も区別なく共同で使用できる性質のこと。 同時に多数の人が使用できてしまうことから供給量が変化しない。

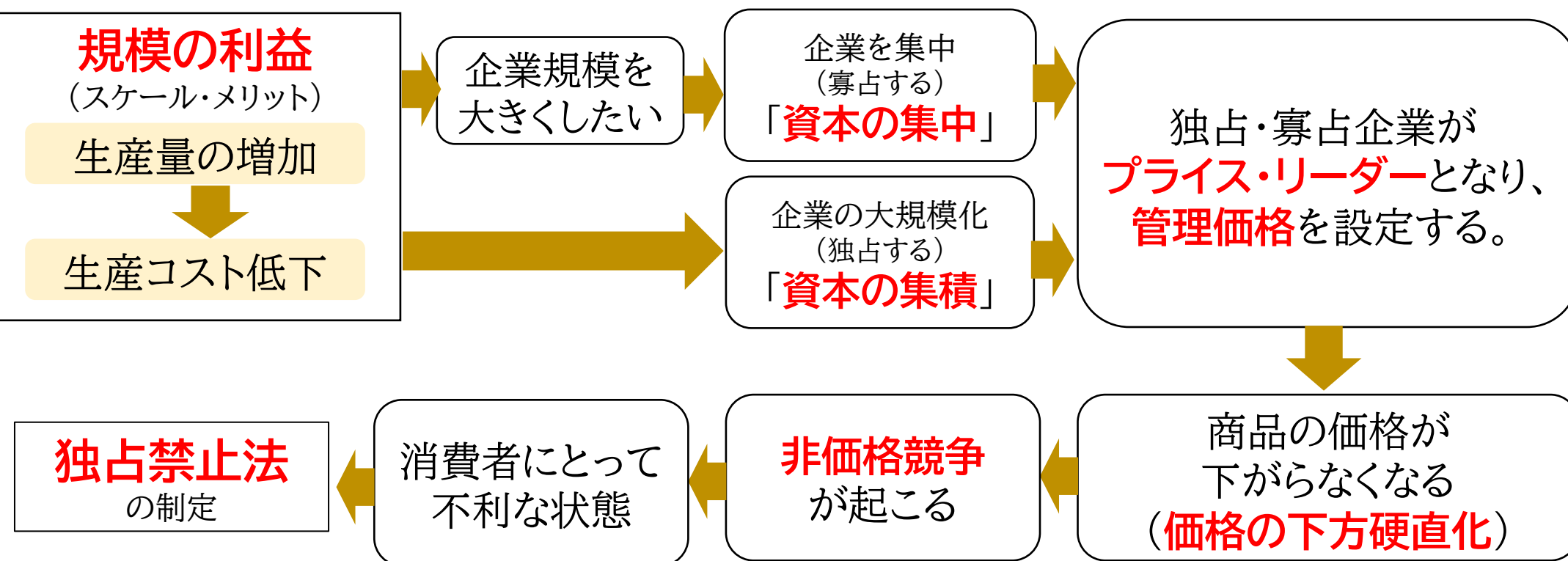
◆解決策

政府による支出

I：独占・寡占

	内容
独占	市場において、売り手または買い手が1者しかいない状態。
寡占	市場において、売り手または買い手が2者以上の少数であり、市場を支配している状態。

II：独占・寡占になる流れ



III：独占・寡占の形態

カルテル (企業連合)	トラスト (企業合同)	コングロマリット (複合企業)	コンツェルン (企業結合)
同一産業	同一産業	異産業	異産業
各社独立	合併	合併	親子会社化

IV：独占に関する歴史

1890年	(米) シャーマン反トラスト法 制定
1914年	(米) クレイトン法、連邦取引委員会法 制定
1945年	第二次世界大戦終戦、GHQの指示で 財閥解体
1947年	独占禁止法 制定
1950年代後半	六大企業集団が成立(三菱・住友・三井・三和・芙蓉・第一勧銀)
1951年	サンフランシスコ講和会議 (これ以降法律の改正を行う)
1953年	独占禁止法改正① 不況・合理化カルテル・大型合併を認める
1997年	独占禁止法改正② 持ち株会社(コンツェルン)の原則解禁
1999年	独占禁止法改正③ 不況・合理化カルテルの廃止
2003年	公正取引委員会が総務省外局から 内閣府外局 へ
2006年	独占禁止法改正④ 公正取引員会の権限を強める (令状に基づく捜査・押収など)

▶カルテル解禁から廃止

1953年には不況・合理化カルテルを認めたが、その後日米貿易摩擦の影響もありアメリカの圧力を受けて日本の市場をより開放させる動きにつながり、1999年には廃止となった。

I：企業の種類

公企業	国営企業・公社・独立行政法人・公庫など
公私合同企業	JR・JT・NTT・第三セクター
私企業	合名会社、合資会社、株式会社、合同会社、(有限会社)

□ JR (B)

日本国有鉄道が民営化され設立された7つの会社の総称。会社には、完全民営化された私企業と国が株主となっている公私合同企業がある。

◆2006年 新会社法制定

新会社法のポイント

- ① **有限会社**は今後創設できない ※既存のものはそのまま存続
- ② **最低資本金制度**が撤廃された ※出資金1円から創設できる
- ③ **合同会社**の創設

II：私企業の種類

◆私企業の分類

会社分類	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
会社の種類	株式	持分	持分	持分
資本金	資本金1円～	資本金1円～	規定なし	規定なし
出資者	1名以上の 株主	1名以上の 社員	2名以上の 社員	2名以上の 社員
責任	有限責任	有限責任	有限責任+ 無限責任	無限責任
最高意思決定 機関	株主総会	社員の過半数	社員の過半数	社員の過半数
会社規模	大	中	小	小
上場	可能	不可	不可	不可

◆有限責任と無限責任

有限会社	会社の借金に対して、出資金の範囲内でのみ責任を負うこと。
無限会社	会社の借金に対して、無限に責任を負うこと。

III：会社の財源

◆資本による分類

方法	詳細
自己資本	自己出資金(株式)、内部留保などによる資本のこと。返済義務がない。
他人資本	社債の発行、銀行からの借入金による資本のこと。返済義務がある。

日本は、自己資本＜他人資本の傾向にある。

◆資金調達方法による分類

方法	詳細
内部金融	内部留保で資金を調達する方法。
外部金融	直接金融 株式や債券などを発行して投資家から資金を調達する方法。
	間接金融 銀行などの金融機関を経由して、融資や借入などをして資金を調達する方法。

I：企業の社会的責任(CSR)

企業は社会に大きな影響を与えるため、企業には様々な社会的責任(CSR)が伴う。

ゼロ・エミッション	廃棄物や排出物を一切出さないこと
メセナ	文化・芸術活動への支援
フィランソロピー	社会貢献活動や慈善的寄付行為
コンプライアンス	企業による法令遵守や自主規制
アカウンタビリティ	行政や企業の説明責任
コーポレート・ガバナンス	企業統治のこと。企業の業務の監視を行うこと。
ディスクロージャー	情報公開のこと
ISO14000シリーズ	企業の活動が環境に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした国際的な標準規格。
無過失責任の原則	今までは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、故意・過失の有無にかかわらず、損害発生の原因を負うという「無過失責任」に考え方が変わった。
汚染者負担の原則 (PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。

II：非営利組織

組織(団体)として、企業のような利益を目的とせずに活動するものがあり、それを**非営利組織(NPO)**という。

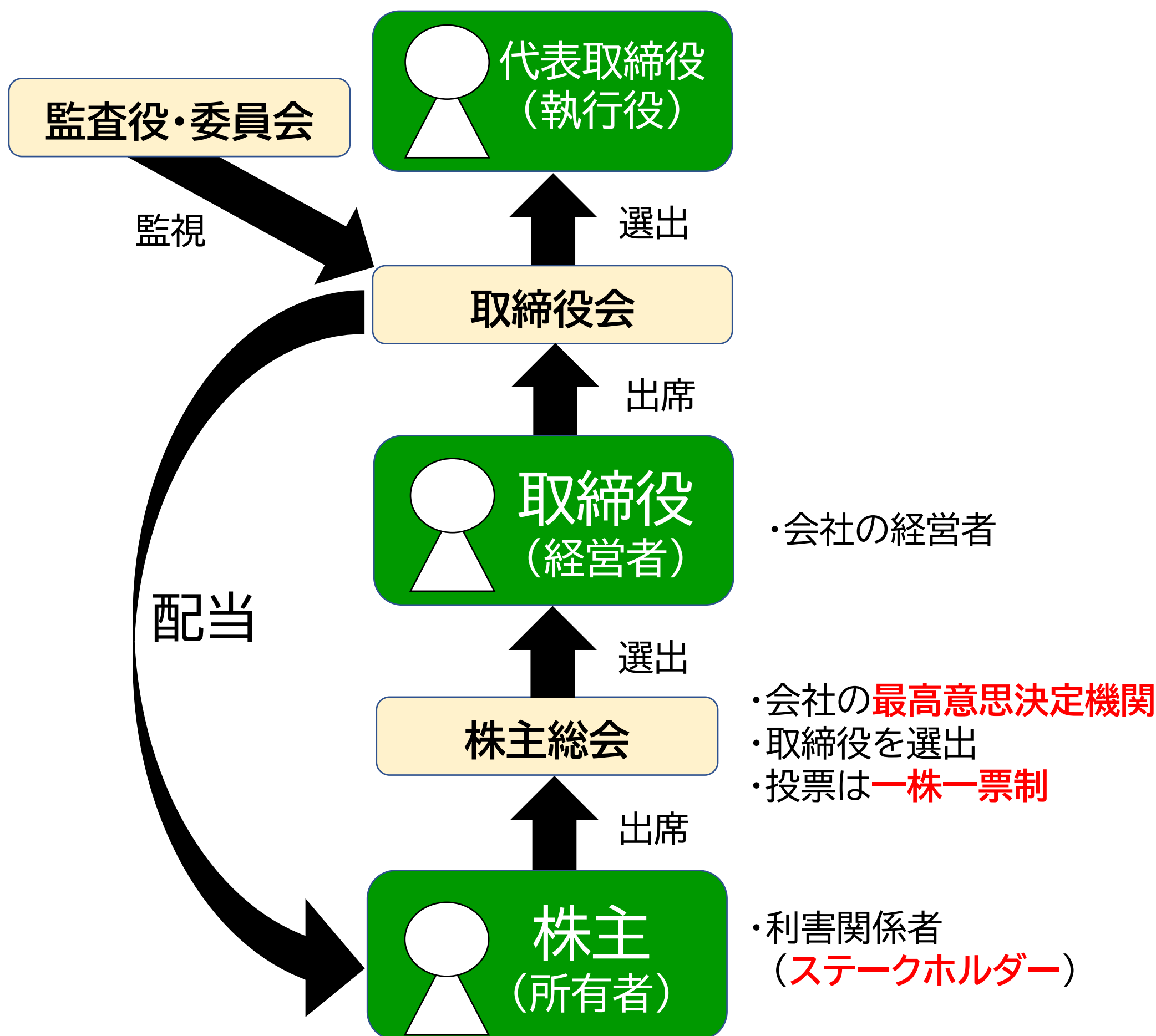
ただし日本では、このNPOに法人格を与える**特定非営利活動推進法(NPO法)**を制定しているため、非営利組織を法人化することもできる。

NPO法人	社会的活動をする営利を目的としない民間団体に、法人格を持たせたもの。
認定NPO法人	NPO法人のうち、 ①収入に占める寄付金等の割合が20%以上 又は 3000円以上の寄付者が年平均100人以上いる ②創設から1年以上が経過している 以上の2つ等の条件を満たすことによって認定されたもの。 税制の優遇措置などがあり、5年ごとに更新する。 NPO法人全体の1%程度がこれに当てはまる。

III：企業の変化

日本的経営の崩壊	高度経済成長の基礎であった終身雇用制度を前提とした年功序列型賃金制度が、リストラ・非正規雇用の増加・定期昇給の廃止・年俸制の導入などにより、崩壊しつつある。
連結決算	親会社子会社の会計・決算を別にするのではなく、一つの企業グループとして行うことを連結決算という。 これは、グローバル化や多角化の進展により、業績悪化した子会社を連結から外す連結外しを防ぐために2000年から連結決算中心の制度になった。
ストック・オプション	役員や従業員に与えられる自社株をあらかじめ決められた価格で買うことができる権利である。決められた価格以上の値で売却をするために、従業員は業績向上を目指し、株価を上げる意識を持つようになる。1997年商法改正で導入。

I：株式会社の仕組み



II：株式会社の特徴

株主は 法人 >個人	<ul style="list-style-type: none"> ●法人株主…企業や金融機関が企業の株主となる場合 ●個人株主…個人投資家が企業の株主となる場合 <p>→法人(約80%)>個人(約20%) ※2018年時点</p>
所有と経営の分離	<p>企業の所有者と経営者が別になること。</p> <p>個人株主は株価の推移や配当を目的とし、経営に関心がない。また経営者は株主である必要もないことから、出資者＝経営者という状態でない場合が多い。</p>
株の持ち合い	<p>大企業が企業集団を結成している場合が多く、お互いの株式を所有し合うこと。</p> <p>近年この割合は低下している。</p>
配当	<p>会社が利益を生み出した場合には、その利潤の一部を株主が受け取ること</p>

I：貨幣の機能

価値尺度	商品の価値を測る物差しの役割
交換手段 (流通手段)	必要な品物を手にいれるための交換をスムーズに行う交換手段としての役割
支払手段	税金の納入や取引の決済として支払手段としての役割
価値貯蔵手段	貨幣をためることによっていつでも商品やサービスが得られる価値を貯蔵する役割

II：マネーストック

マネーストックは、金融機関から経済全般へ供給されている通貨の総量のこと。

名称			内容
M2			現金通貨 + 国内銀行などに預けられた預金 (対象: 日本銀行、ゆうちょを除く国内銀行、外国銀行在日支店、 信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫)
広義流動性	M3	M1	現金通貨 銀行券発行高 + 貨幣流通高
		預金通貨	要求払預金(当座、普通、貯蓄預金等) - 対象金融機関が保有する 小切手・手形
	準通貨	定期性預金、外貨預金、定期積金など	
	CD	譲渡性預金のこと、銀行が発行する無記名の預金証書	
金銭信託、投資信託、金融債、銀行発行普通社債、国債、外債など			

III：通貨制度

制度	内容	貨幣の価値	発行紙幣	中央銀行の行動
金本位制	貨幣制度の基礎となる貨幣(本位貨幣)を金として、一定の量の金を通貨の単位とする制度。	金の準備高次第	兌換紙幣(兌換銀行券)	兌換銀行券を発行することができる。
管理通貨制度	通貨に金の裏付けが必要ない制度。	国家の信用度次第	不換紙幣(不換銀行券)	通貨の発行・流通量を政策的に操作して景気調整ができる。

□ 兌換銀行券 (B)

金本位制のもとで金と交換できる紙幣のこと。
兌換紙幣が発行はその国の金保有高によるため、発行に制限がある。

□ 不換銀行券 (B)

金との交換ができない紙幣のこと。
金の保有高という制限はなく、発行量によってはインフレになる場合もある。
国の信用度の影響を受ける。

IV：資金の調達方法

内部金融	内部留保、減価償却積立金など		自己資本
外部金融	直接金融	株式の発行 社債の発行	
	間接金融	銀行からの借入	他人資本

V：日本銀行の役割

発券銀行	日本銀行券(紙幣)を発行する唯一の銀行
政府の銀行	国庫金の出納や国債の発行事務を行う銀行
銀行の銀行	市中銀行に対して、預金の受け入れ、資金の貸し出し、資金の送金などを行う銀行

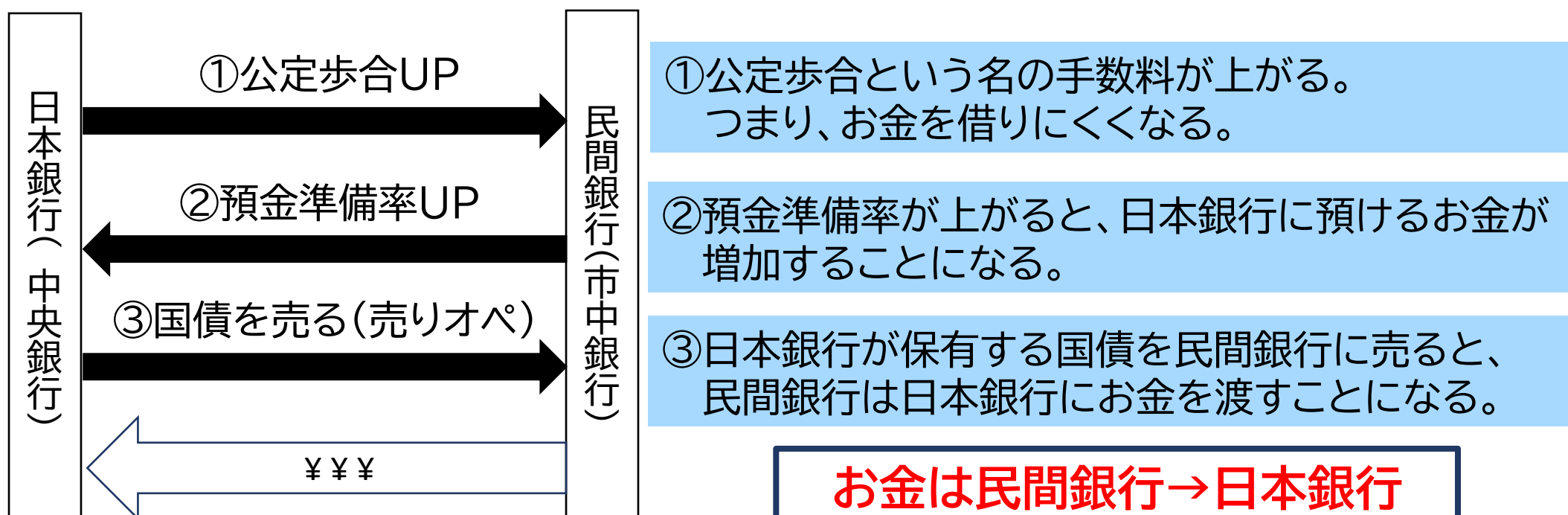
I：金融政策の手段

公定歩合操作	日本銀行が民間銀行に通貨を貸し出すときの利子率を操作して通貨量を調整すること ※現在は「公定歩合」ではなく「基準割引率および基準貸付率と呼ぶ
預金準備率操作 (支払準備率操作)	日本銀行が民間銀行の受けた預金の一部を預かる際の率を操作して通貨量を調整すること
公開市場操作	日本銀行が国債などの有価証券を売買して通貨量を調整すること

II：基本的な日本の金融政策

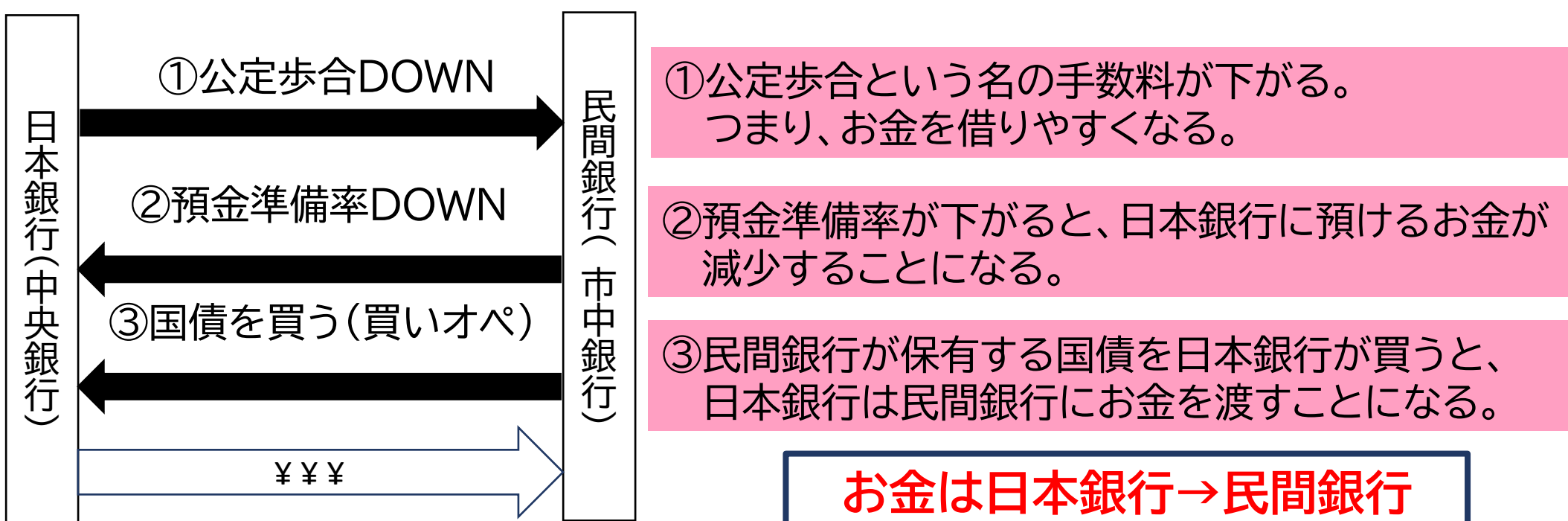
◆【好景気】金融引締め政策 / 資金吸収オペレーション

→収益や給料の増加により、消費が拡大している状態（お金が多すぎる状態）

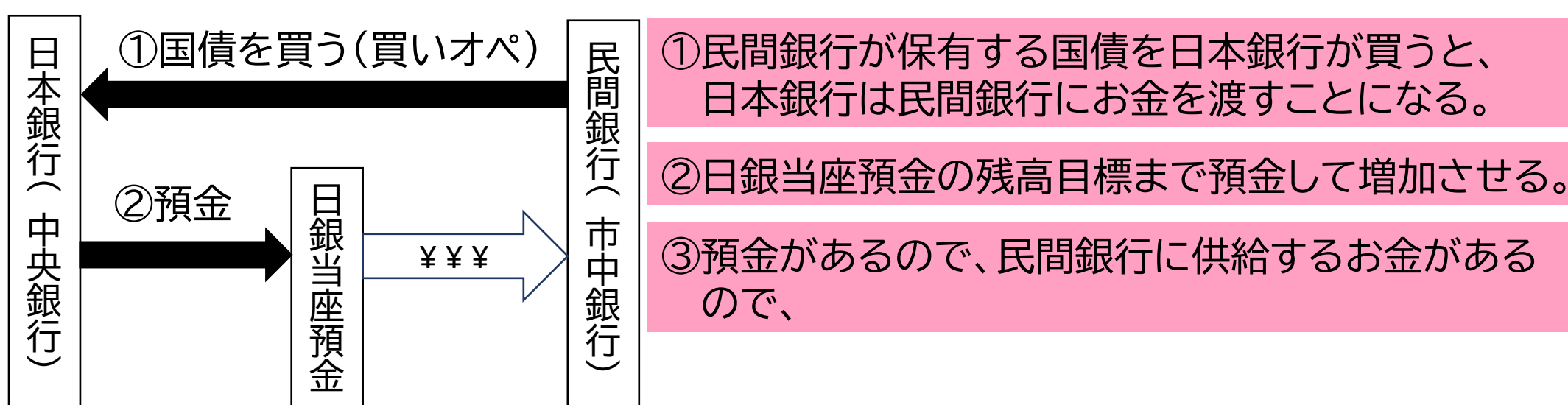


◆【不景気】金融緩和政策 / 資金供給オペレーション

→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）



III：量的緩和政策（不景気）



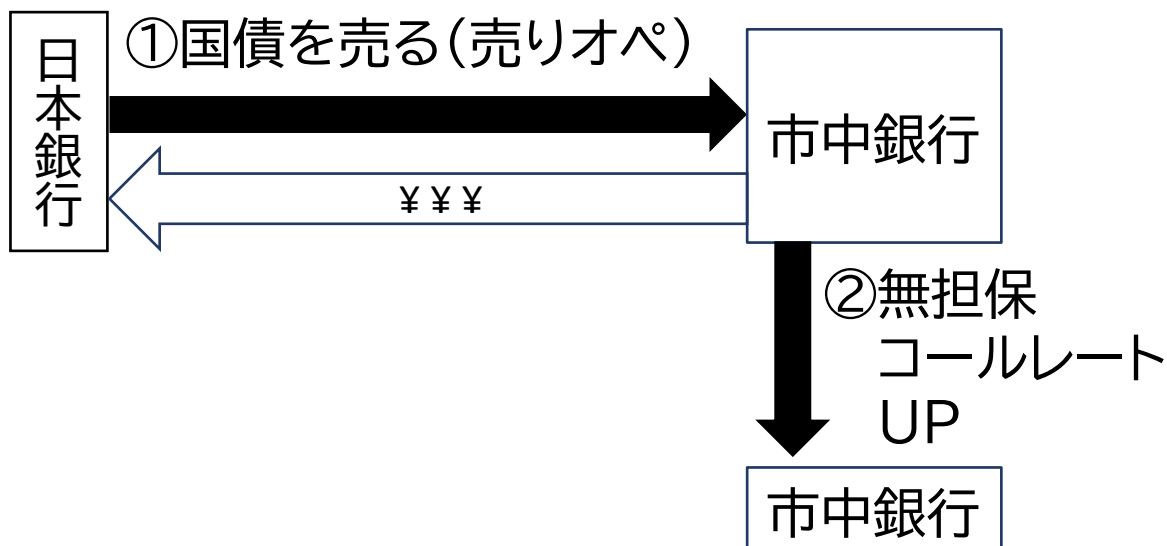
IV：マイナス金利政策（不景気）

Ⅲの日銀当座預金にかかる金利をマイナスにするという政策。
金利が高いほど、預けていると利子が多く得られるというもの。
市中銀行は、日銀当座預金に資金を預けていると、マイナス金利が適用されることになり、資金が目減りしてしまうため、日銀に預けずに貸出を増やすと予想される。2016年導入。

I：無担保コールレート翌日物

◆好景気

→収益や給料の増加により、消費が拡大している状態（お金が多すぎる状態）



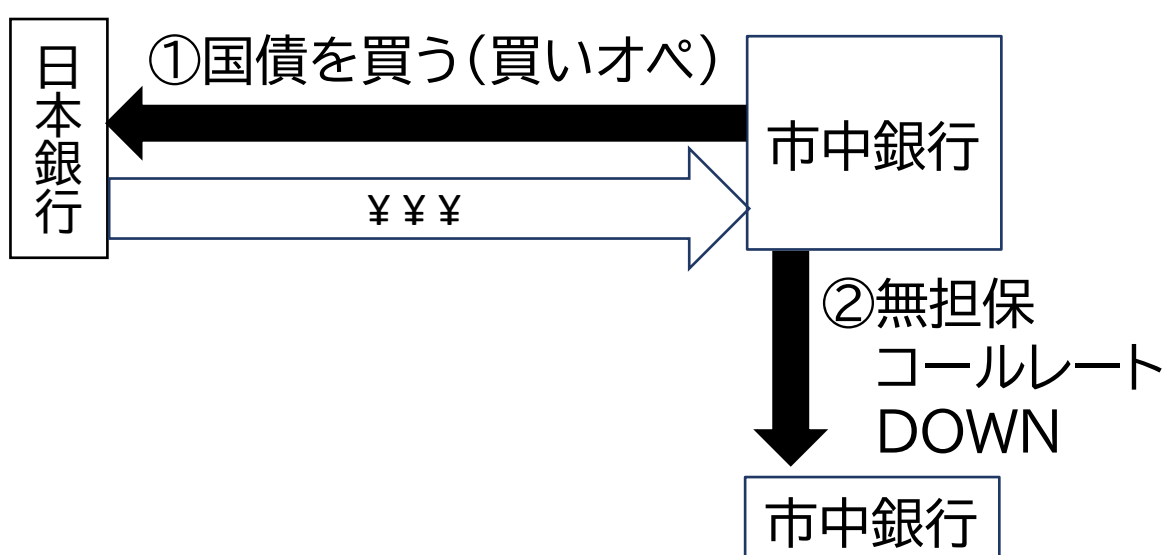
①日本銀行が保有する国債を民間銀行に売ると、民間銀行は日本銀行にお金を渡すことになる。

②無担保コールレートという名の手数料が上がる。つまり、お金を借りにくくなる。

お金は民間銀行→日本銀行

◆不景気

→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）



①民間銀行が保有する国債を日本銀行に売ると、日本銀行は民間銀行にお金を渡すことになる。

②無担保コールレートという名の手数料が下がる。つまり、お金を借りやすくなる。

お金は日本銀行→民間銀行

□ 無担保コールレート翌日物 (A)

市中銀行間における資金の貸し借りにおいて、借りた資金を翌日に返金する政策金利のこと。

II：ゼロ金利政策（不景気）

◆不景気

→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）

Iの図の中で、無担保コールレートをほぼゼロにすることで、無担保コールレートという名の手数料がほぼゼロになる。つまり、市中銀行は他の市中銀行からお金が借りやすくなるため、企業への融資も活発になる。

I：社会保障制度の成立

時期	社会保障制度の流れ
1601年	◆イギリス「 エリザベス救貧法 」 囲い込み運動で土地を追われた者に救貧税を与える。
19世紀	◆ドイツ「 アメとムチ 」政策 ビスマルク による社会保険政策。 アメ：疾病保健法、労働者災害保険法、養老廃疾保険法 ムチ：社会主義者鎮圧法
1935年	◆アメリカ「 社会保障法 」 F.ルーズベルト による ニューディール政策 の一環。 医療保険は規定されなかった。
1942年	◆イギリス「 ババリッジ報告 」 全国民に最低限度の生活(ナショナルミニマム)を保障。 スローガンは「 ゆりかごから墓場まで 」
1944年	◆ILO「 フィラデルフィア宣言 」 所得・医療保障を各国に勧告。
1952年	◆ILO「 社会保障の最低基準に関する条約(102号条約) 」 「 社会保障の最低基準 」を採択。

II：社会保障の類型

◆主な社会保障の類型

類型	制度	保険料負担	給付額	負担
イギリス・ 北欧型	均一負担均一給付	全国民同じ額	全国民同じ額	国庫・公費負担が多い
ヨーロッパ 大陸型	所得比例方式	所得に応じて 異なる	拠出額に応じて 給付水準が異なる	保険料(特に事業者) 負担が多い

◆特殊な社会保障の類型

類型	特徴
アメリカ型	生活自助の原則 より、 私的保険 が中心。民間保険会社による保険の普及から、全国民を対象とする公的な健康保険制度は存在しない。 そのため、全国的な社会保障制度は十分に発達していない。
日本型	自己負担、事業主負担、公費負担がおおぼ同じという 三者均衡型 。 ただし、近年は崩れつつある。

III：国民負担率

(2017年で比較)	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
アメリカ	34.5%	26.1%	8.5%
日本	43.3%	25.5%	17.7%
イギリス	47.7%	36.9%	10.7%
ドイツ	54.1%	31.5%	22.6%
スウェーデン	58.9%	53.8%	5.2%
フランス	68.2%	41.7%	26.5%

アメリカは公的な健康保険制度が存在していない分、国民の負担が少ない。
一方、フランスやスウェーデンのように高福祉である場合には国民の負担も大きくなる。

I： 社会保障制度の根拠

戦前は、不十分ながらも公的扶助(恤救規則)と社会保険(健康保険法)があった。
戦後には、憲法で生存権を定め、これに基づいて社会保障制度を発展させた。

日本国憲法 第25条

すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。

② 国は、すべての生活部面について、**社会福祉、社会保障及び公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない。

II： 社会保障制度の種類

	負担	具体的な内容
公的扶助	政府 (無拠出)	・「 生活保護法 」に基づいて実施 ・生活保護受給には厳しい条件がある
社会福祉		・国や地方自治体が、児童・母子・老人・障がい者 のために施設やサービスを提供 ・「 福祉六法 」の制定
社会保険	政府・事業者・ 被保険者 (拠出)	・医療保険、年金保険、雇用保険、 労働者災害補償保険、介護保険から成り立つ。
公衆衛生		・国民の健康維持、促進のために伝染病予防、 予防接種、上下水道の整備などを行う。

▶生活保護

生活保護は、以下の8種類。

- ①生活扶助 ②住宅扶助
- ③教育扶助 ④葬祭扶助
- ⑤生業扶助 ⑥出産扶助
- ⑦医療扶助 ⑧介護扶助

□ 福祉六法 (B)

次の福祉に関する法令の総称。

- ①生活保護法
- ②児童福祉法
- ③身体障害者福祉法
- ④知的障害者福祉法
- ⑤老人福祉法
- ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法

III： 社会保険

保険の種類	保険名	詳細
労働	労働外	医療保険 業務外の病気やけがに適用 ① 健康保険 ……一般民間労働者(サラリーマン) ② 国民健康保険 …自営業、農家 ③ 共済組合保険 …公務員 <基本> 自己負担は3割 (国と事業主が7割負担) <例外> 75歳以上については、後期高齢者医療制度を適用し、自己負担は1割としている。
	労働中	労働者災害補償保険 業務上の病気やけがに適用 (バイトもOK、通勤中もOK) 【保険料】 事業主が全額負担
	失業時	雇用保険(失業保険) 失業時に一定期間給付。 【保険料】 事業主と労働者で折半
保護	高齢者・障がい者	年金保険 高齢者や障害者の生活保障。 ① 国民年金 … 20歳以上の全国民が加入 60歳まで支払、65歳から給付 ② 厚生年金 …一般民間労働者+公務員 【保険料】 修正積立方式(事実上の賦課方式) ◆ 積立方式 自分で積み立てて、老後に受け取る方式 →物価上昇に対応できない ◆ 賦課方式 若者の保険料をその時代の高齢者に渡す方式 →少子化に対応できない
	40歳~64歳の要介護者・65歳以上	介護保険 在宅介護、施設介護を行う。 市町村及び特別区が管理・運営する。 なお、要介護者の認定は厳しい。 【保険料】 40歳以上の全国民+1割自己負担

▶健康保険の種類

健康保険には組合や政府が運営するものがある。

- ・組合管掌
大企業ごとにつくる健康保険組合が運営する。
- ・政府管掌
中小企業用の健康保険で、政府が運営する。

I：年金制度の変遷

制度の変化	イメージ図
<p>◆1961年 国民皆年金 国民はいずれかの年金に加入する。</p>	
<p>◆1985年 基礎年金制度 20歳以上の全国民は国民年金に加入する。厚生年金と共済年金は年金制度の2階部分に当たる。</p>	
<p>◆1994年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。</p>	
<p>◆2000年 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。</p>	
<p>◆2004年 年金改革法 ①厚生年金の保険率を段階的に引き上げる ②給付は厚生年金の支給開始時点で現役世代の年収の50%以上を保障する ③国民年金の保険料も段階的に引き上げる ④国民年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1にする(2009年から)</p>	
<p>◆2015年 共済年金を廃止 共済年金が廃止され厚生年金に統一された。基本的には自営業者などの国民年金基金に加入することになる。</p>	

年金保険制度には大きく2種類ある。

制度	詳細
確定給付型年金	給付される年金の金額が先に確定され、それに応じて月々の保険料が決定される仕組み。国民年金や厚生年金がこれにあたる。
確定拠出型年金 (日本版401K)	月々の拠出額(毎月の保険料)を決定し、積立金の運用収益が伸びれば、給付される年金が増える仕組み。 企業年金ともいい、国民年金+厚生年金に加えて3階部分にあたる。

II：老人医療制度の変遷

年号	出来事
1973年 (福祉元年)	◆ 老人福祉法の改正 70歳以上の老人医療費が 無料 となった。
1982年	◆ 老人保健法の改正 70歳以上の老人医療費が 一部有料 となった。
2002年	◆ 老人保健法の改正 対象年齢を70歳から 75歳 に引き上げることとなった。
2008年	◆ 後期高齢者医療制度の導入 ①75歳以上の全国民が加入し、保険料を拠出(年金から天引き) ② 都道府県 単位で設置された広域連合が運営団体 (介護保険は市町村及び特別区が運営) ③基本は 1割負担 だが、現役並みの所得者は 3割負担

I： 税の種類

	直接税 (担税者と納税者が同じ税)	間接税 (担税者と納税者が異なる税)
国税	所得税・法人税・相続税・贈与税	消費税・酒税・たばこ税・関税
地方税	住民税・事業税・固定資産税	地方消費税

▶直間比率

直接税と間接税の比率のこと。
日本は6:4
アメリカは9:1
西欧諸国(フランスなど)は4:6
となっている。

II： 税制度の歴史

1949年	吉田茂	シャープ税制改革(シャープ勧告)
1989年	竹下登	消費税導入 (3%)
1997年	橋本龍太郎	消費税増税 (5%)
2008年	福田康夫	ふるさと納税制度の導入
2014年	安倍晋三	消費税増税 (8%)
2019年	安倍晋三	消費税増税 (10%)、軽減税率の導入
2023年	岸田文雄	インボイス制度導入

III： 日本の税制度の問題

間接税の性質	間接税は、金額的には公平だが、実質的には低所得者の負担を大きくするという 逆進性 がある。 <ul style="list-style-type: none">●垂直的公平 (例:所得税) 所得などの経済状況の違いに応じて税負担を求めること●水平的公平 (例:消費税) 同じ経済状態の人に同等の税負担を求めること
捕捉率の違い	会社が源泉徴収制度によって税処理するサラリーマンに比べ、自営業者や農業者は自己申告であるため 補足率 が低い。把握率がサラリーマンは約9割、自営業者は約6割、農家は約4割なので クロヨン と呼ばれる。

□ 補足率 (B)

税務署が労働者の収入を把握している割合のこと。

IV： 近年の税制度改革

ふるさと納税	自分が支援したい地方公共団体に寄付することで、その分を 住民税や所得税から差し引かれる 制度。 <目的>都市から地方に税収を移転させること <問題>寄付者が返礼品を目的に行う結果、地方自治体が 返礼品競争 を行ってしまう。 (2019年の税法改正で、返礼品は寄付額の30%以下の地場産品という条件を定めた)
軽減税率	飲食料品(酒類を除く)、テイクアウトや宅配、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡などは消費税を 10% ではなく 8% にするという制度。 <目的>低所得者に配慮する観点
インボイス制度	正式名称は適格請求書等保存方式といい、2023年10月開始の複数税率に対応した消費税の仕入税額控除を受けるためには 適格請求書(インボイス) の発行・保存が必要になった。 ただし、インボイスを発行できるのは 適格請求書発行事業者 のみのため対応が必要となっている。

▶インボイス制度の目的

軽減税率の導入により、複数の税率が適用され、仕入額にも影響があった。
そのため、正確な消費税額を把握するために、仕入税額控除を受けるならばインボイスの発行が必要とした。

I：高齢者の割合

国際連合の定義では、全人口に占める65歳以上の割合によって、高齢化の名称を定めている。

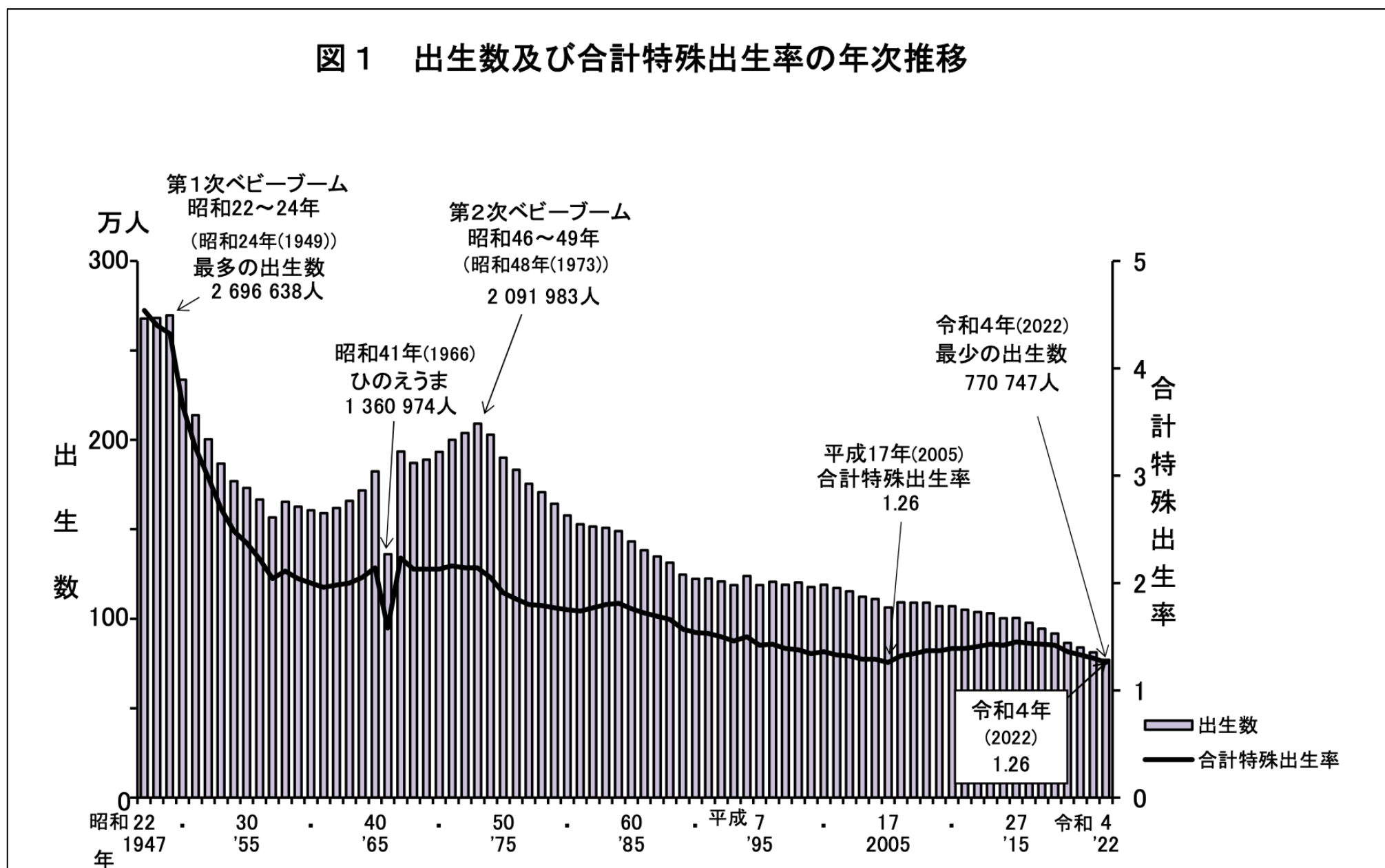
名称	65歳以上の割合	日本が超えた年
高齢化社会	7%	1970年
高齢社会	14%	1994年
超高齢社会	21%	2007年

II：少子化(出生率)

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均である合計特殊出生率によって、少子化の状況を判断することができる。

2022年は1.26だが、これは一人の女性が一生のうちに産む子どもが1.26人ということになる。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



▶合計特殊出生率について

2022年は1.26だが、これは一人の女性が一生のうちに1.2人出産するということになる。ただし、男女2名から1名誕生することは将来的に人口が半減することになる。男女2名から2名たんじよするとようやく横ばいになるため、合計特殊出生率が2よりも大きければ人口増加、2よりも小さければ人口減少という考えになる。

▶引用元

左記図1は以下より引用しています。

「結果の概況」
／令和4年(2022)人口動態統計月報年計(概数)の概況
／厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai22/dl/kekka.pdf>

III：理念と対策

名称	内容										
ノーマライゼーション	老人や障害者などの社会的弱者もその他の人々と同じような生活を送れるようにすべきだとする考え。										
バリアフリー	2000年に交通バリアフリー法が施行され、バリアフリー新法に発展した。										
エンゼル・プラン	子育てに対する社会的支援を目的とする施策。										
ゴールド・プラン21	高齢化対策とした施策。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>訪問介護</td> <td>ホームヘルパーが介護を行う。</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>看護師が看護を行う。</td> </tr> <tr> <td>訪問介護(デイサービス)</td> <td>高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリ(デイケア)</td> <td>病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>短期入所会議(ショートステイ)</td> <td>特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。</td> </tr> </tbody> </table>	訪問介護	ホームヘルパーが介護を行う。	訪問看護	看護師が看護を行う。	訪問介護(デイサービス)	高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。	通所リハビリ(デイケア)	病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。	短期入所会議(ショートステイ)	特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。
訪問介護	ホームヘルパーが介護を行う。										
訪問看護	看護師が看護を行う。										
訪問介護(デイサービス)	高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。										
通所リハビリ(デイケア)	病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。										
短期入所会議(ショートステイ)	特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。										

I：公害問題の発生

◆公害問題の発生原因

企業は利潤が第一なので、廃棄物の処理などにかかる費用を節約しようとして、有害物質を垂れ流したことにより、住民に大きな被害を与えることとなった。

◆公害の定義(典型7公害)

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

◆最初の公害事件

事件名	足尾銅山鉍毒事件
発生場所	足尾銅山から渡良瀬川（栃木）
原因物質	亜硫酸ガス
補足情報	明治初期の殖産興業政策による無理な工業化が原因。 1885年に発生し、1901年には田中正造代議士が昭和天皇に直訴して、農民救済運動を展開した。

II：四大公害

事件名	イタイイタイ病	(熊本)水俣病	四日市ぜんそく	新潟水俣病
発生時期	1922年	1956年	1961年	1965年
発生場所	富山県神通川	熊本県水俣湾	三重県四日市市	新潟県阿賀野川
原因物質	カドミウム	有機水銀	亜硫酸ガス	有機水銀
症状	・腎臓が侵される ・骨がもろくなる	・手足のしびれ ・目や耳の不自由	・呼吸器が侵される ・ぜんそく発作発生	・手足のしびれ ・目や耳の不自由

いずれの事件も患者側が全面勝訴

III：公害対策

1967年	公害対策基本法 制定	経済との調和(経済優先)条項を設定
1970年	公害国会	公害問題が国会で議論される。 公害対策基本法の経済優先条項を撤廃
1971年	環境庁の設置	総理府の外局として設置。
1993年	環境基本法 制定	公害対策基本法を改正
1997年	環境アセスメント法 制定 (環境影響評価法)	開発事業の環境への影響を事前に調査することを定めた
2000年	循環型社会形成推進基本法 制定	廃棄物やリサイクル対策の重要性を考慮して循環型社会を目指す。

IV：環境に関する考え方

汚染者負担の原則 (PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。 OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。
無過失責任の原則	今までは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、 故意・過失の有無にかかわらず、損害発生を責任を負うという 「無過失責任」に考え方が変わった。
総量規制	今までは、排出されるガスや水における汚染物質の濃度で制限をする 「濃度規制」だったが、制限が甘かったため、一定地域に排出される汚染物質の 合計量を基準にして規制する「総量規制」に考え方が変わった。

I：地球環境問題

問題	原因・現象	対策
酸性雨	硫黄酸化物や窒素酸化物を含む雨が、森林を枯らしてしまう。	長距離越境大気汚染条約
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中にたまって、降雨パターンが変化してしまう。その結果、極地の氷が溶け、海面上昇。水没する地域が出てしまう。	①気候変動枠組み条約 ②京都議定書
オゾン層の破壊	フロンガスがオゾン層を破壊して、紫外線の照射量が増えてしまう。	①ウィーン条約 ②モントリオール議定書
熱帯林の減少	焼畑農業や乱伐の実施により、熱帯雨林が減少してしまう。	砂漠化防止条約
砂漠化の進行	過放牧や樹木の伐採により、草原の草が薄くなってしまう。	

II：環境に関する条約

◆COPに関する環境条約

条約名	京都議定書	パリ条約
年	1997	2016
会議名	COP3	COP21
削減国	先進国のみ	すべての国
目標	EU8%、米7%、日6%、全体5%削減	世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2度未満に抑制を設定、1.5度未満を目標
主要国の参加	米中 参加せず	米が2020年脱退(トランプ)、2021年復帰(バイデン)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガスの削減目標を初設定 ◆排出権取引を認める ◆共同実施を認める ◆クリーン開発メカニズムを認める 	◆2020年以降の温室効果ガスの削減目標を設定

□ 排出権取引 ()

温室効果ガスの削減枠を国際的に売買すること。

□ 共同実施 ()

先進国同士の共同プロジェクトによる削減分をそれに参加した先進国に移転する仕組み。

◆COP以外の環境条約

会議	ウィーン条約	モントリオール議定書	水俣条約
採択年	1985年	1987年	2013年
内容	オゾン層の保護を目的	ウィーン条約を具体化。フロンの生産・使用を制限	水銀の製造・輸出入を原則禁止

□ クリーン開発メカニズム ()

先進国と途上国の共同プロジェクトによる削減分をそれに参加した先進国に移転する仕組み。

III：生物に関する条約

会議	ラムサール条約 (国際湿地条約)	ワシントン条約	生物多様性条約
採択年	1971年	1973年 調印	1992年
内容	水鳥の生息地である湿地の保護	絶滅危惧の生物の取引の規制	①生態系の多様性 ②種間の多様性 ③遺伝子の多様性 などの多様性を保護

I：世界の環境会議

会議名	年	場所	スローガン	宣言・目標
国連人間環境会議	1972	ストックホルム	かけがえのない地球	人間環境宣言
国連環境開発会議 (地球サミット)	1992	リオデジャネイロ	持続可能な開発	リオ宣言
国連 ミレニアムサミット	2000	ニューヨーク		国連ミレニアム宣言 ※ミレニアム開発目標 (MDGs)を含む
持続可能な 開発に関する 世界首脳会議 (環境開発サミット)	2002	ヨハネスブルク		
国連持続可能な 開発会議	2012	リオデジャネイロ	われわれが望む未来	持続可能な開発目標 (SDGs)

II：MDGsとSDGsの比較

目標名	MDGs Millennium Development Goals	SDGs Sustainable Development Goals
正式名	ミレニアム開発目標	持続可能な開発目標
会議名	国連ミレニアムサミット	国連持続可能な開発会議
年号	2000年	2012年
期限	2015年	2030年
目標	①極貧の貧困と飢餓の撲滅 ②初等教育の完全普及の達成 ③ジェンダー平等推進と 女性の地位向上 ④乳児死亡率の削減 ⑤妊産婦の健康の改善 ⑥HIV(エイズ)、マラリア、 その他疾病の蔓延防止 ⑦環境の持続可能性確保 ⑧開発のためのグローバルな パートナーシップの推進	①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術確認の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう
ターゲット	18	169
対象	①～⑥は発展途上国を対象とし、 先進国が決めたものであった。	全ての国

III：日本のSDGsに対する取り組み

会議名	持続可能な開発目標(SDGs)推進本部
本部長	内閣総理大臣
根拠	閣議決定
出席者	全国務大臣
内容	日本政府は17つのゴールの中から8つの優先事項を設定 ①あらゆる人々の活躍の推進 ②健康・長寿の達成 ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会の構築 ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ⑦平和と安全・安心社会の実現 ⑧SDGs実施推進の体制と手段

I：資源・エネルギー年表

～19C	<input type="checkbox"/>	採掘は危険と考えられ、太陽エネルギーに頼っていた。 <中心エネルギー> 太陽エネルギー(木材)
20C前半	<input type="checkbox"/>	工業化によって化石燃料や他の天然資源を大量消費 <中心エネルギー> 石炭
20C後半	<input type="checkbox"/>	1950年代に中東やアフリカで油田が発見され、先進国が大量使用 <中心エネルギー> 石油などの液化燃料
1962	<input type="checkbox"/>	国連総会が 天然資源の恒久主権 を決議 →天然資源の開発と利用権は保有国にあるとする考え方(資源ナショナリズム)
1972	<input type="checkbox"/>	ローマクラブ が報告書『 成長の限界 』を発表 成長の限界 人口増加と食料・工業の増産がこのまま続くと、資源の減少により、 ①農業・工業生産の低下 ②環境汚染の進行 ③人口減少による成長低下を警告した。 これにより、資源は無限という前提を見直し、資源は有限で枯渇の可能性があることを論じた。
1973	<input type="checkbox"/>	第一次オイルショック が発生 第四次中東戦争 (アラブ諸国 vs. イスラエル)発生により、 OPEC(石油輸出国機構)が原油公示価格を引き上げ、供給を減らし、 OAPEC(アラブ石油輸出国機構)がイスラエルを支持する国への輸出を禁止にした。 その結果、原油価格の高騰や消費者物価の上昇というインフレになった出来事。
1974	<input type="checkbox"/>	国連資源特別総会 を開催 → 新国際経済秩序樹立宣言(NIEO宣言) を採択 原油などの価格安定と先進国と発展途上国の間で対等な貿易を目指す宣言。
1978	<input type="checkbox"/>	日本で サンシャイン計画 を開始
1979	<input type="checkbox"/>	日本で ムーンライト計画 を開始
1993	<input type="checkbox"/>	アメリカ合衆国で スリーマイル島原子力発電事故 が発生
1995	<input type="checkbox"/>	日本で高速増殖原型炉「 もんじゅ 」事故が発生
1999	<input type="checkbox"/>	東海村JCO臨界事故 が発生、日本初の事故被爆者を出した 
	<input type="checkbox"/>	ドイツ(シュレーダー首相)が原子力発電所の順次撤廃を決定
2011	<input type="checkbox"/>	東日本大震災 が発生 → 福島第一原子力発電所事故 が発生 
2012	<input type="checkbox"/>	ドイツ(メルケル首相)が原子力発電所の再建計画を見直し
	<input type="checkbox"/>	日本の原子力発電所をすべて停止
	<input type="checkbox"/>	7月に関西電力の 大飯原発 (3号機)を再稼働
	<input type="checkbox"/>	原子力規制委員会を環境省の外局として設置
2015	<input type="checkbox"/>	ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)が設立される。

▶エネルギー革命

生活保護は、以下の8種類。
19世紀から20世紀後半にかけて起きた中心となるエネルギーの変遷を「エネルギー革命」という。

ローマクラブ ()

資源・人口・軍縮・経済・環境などの問題を検討するために設立された研究期間。
初会合は1968年、ローマで行われ、そこからこの名称がついた。

東日本大震災 (A)

2011年3月11日14時46分に発生した東北・三陸沖を震源とする大地震及びその二次災害のこと。
マグニチュードは9.0。
最大震度は7。
主な二次災害は津波とそれによる福島第一原子力発電所の事故。

福島第一原子力発電所事故 (A)

2011年3月11日14時46分に発生東京電力株式会社の原子力発電所で、電源・冷却機能を喪失して、これによる**炉心溶融(メルトダウン)**と水素爆発によって多量の放射性物質が放出した事故。

I：環境に関する年表

□	1967	公害対策基本法 制定	経済との調和(経済優先)条項を設定
□	1970	公害国会	公害問題が国会で議論される。 公害対策基本法の経済優先条項を撤廃
□	1971	環境庁の設置	総理府の外局として設置。
		ラムサール条約 採択 (国際湿地条約)	正式名称 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 重要な湿地を登録して保全する。日本初は釧路高原。
□	1972	国連人間環境開発会議	<場所> スtockホルム <スローガン> 「かけがえのない地球」 <採択> 人間環境宣言 <その他> 国連環境計画(UNEP)の設置
□	1973	ワシントン条約 調印	絶滅のおそれがある生物を取引することについて輸入国と輸出国が規制して、対象となる野生生物の保護を目的とする。
□	1985	ウィーン条約 採択	オゾン層の保護を目的とする国際協力の枠組みを定める。
□	1987	モントリオール議定書	ウィーン条約を具体化。 フロン ¹ の生産や使用を規制して、段階的な削減を目指す。
□	1989	バーゼル条約 採択	有害廃棄物の国際的な移動や処分の規制を定めた条約。
□	1992	国連環境開発会議 (地球サミット)	<場所> リオデジャネイロ <スローガン> 「持続可能な開発」 <採択> リオ宣言・アジェンダ21・気候変動枠組み条約
		生物多様性条約	生物多様性の保全のための保護地域に関する内容を定める。
□	1993	環境基本法 制定	公害対策基本法を改正
□	1997	環境アセスメント法 制定 (環境影響評価法)	開発事業の環境への影響を事前に調査することを定めた
		国連環境開発特別総会	国連環境開発会議の実施状況を確認
		京都議定書	<会議名> COP3(気候変動枠組み条約第3回締結国会議) <内容> 温室効果ガスの削減目標を初めて設定。 EUは8%、米は7%、日は6%の削減目標値を設定。 ロシア批准で発効したが、米中は参加せず。
□	1998	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	UNEPとWMO(世界気象機関)が共同で設置。 地球温暖化に関する報告書を5年ごとに発表。 2007年、ノーベル平和賞受賞。
□	2000	循環型社会形成推進基本法制定	廃棄物やリサイクル対策の重要性を考慮して循環型社会を目指す。
		国連ミレニアムサミット	<場所> ニューヨーク <宣言> 国連ミレニアム宣言(MDGsを含む)
□	2002	環境開発サミット	<正式名称> 持続可能な開発に関する世界首脳会議 <場所> ヨハネスブルク <内容> アジェンダ21の実施状況チェック
□	2011	ダーバン合意	2012年で期限切れの京都議定書の延長し、 2015年までにすべての国が参加する仕組みを 作ることで同意。
□	2012	国連持続可能な開発会議	<通称> リオ+20 <場所> リオデジャネイロ <内容> SDGs <採択> 「われわれが望む未来」
□	2013	水俣条約	正式名称：水銀に関する水俣条約 ・人体や環境に害を与える水銀の製造・輸出入について原則禁止と定めた。
□	2014	名古屋議定書 発効	<会議名> COP10 <採択> 愛知ターゲット(生態系保全をめざす世界目標) ・医薬品の下となる動植物の遺伝資源の利用について定める。
□	2016	パリ協定	<会議名> COP21 ・2020年以降の温室効果ガス削減目標を設定。 ・途上国も含めてすべての国に削減義務 ・米中日も署名したが、米トランプ政権が2020年に離脱。 2021年に米バイデン政権が復帰。
□	2020	カーボンニュートラル を宣言	日本政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体として ゼロにすることを宣言。 温室効果ガスの排出量-植物の吸収量で計算し。実質ゼロにする。

I：労働権

日本国憲法 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② **賃金**、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ **児童**は、これを酷使してはならない。

日本国憲法 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◆労働三権

		警察・消防・自衛官 (人事院の勧告制度)	一般公務員 (労働委員会が仲裁)
団結権	労働組合を作る権利		○
団体交渉権	労働条件について 雇用者と話し合う権利	×	△(一部)
団体行動権	労働者の権利を めぐって争う権利		×

II：労働三法

◆1945年 労働組合法

労働組合法第1条

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより

労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために

自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結すること

を擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための

団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

不当労働行為	次の行動を禁止した。 ①使用者による労働組合活動への介入・干渉・資金援助 ②理由のない団体交渉の許否 ③組合活動に参加しないことを条件とした雇用契約 (黄犬契約)
免責条項	労働者の争議行為が正当であれば、民事上・刑事上の責任は免れるとした。
労働委員会	使用者、労働者、公益代表者から成り立つ行政委員会を設置し、使用者と労働組合の労働争議を調整する。

◆1946年 労働関係調整法

労働関係調整法第1条

この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、

又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

争議行為	労働者	ストライキ(同趣罷業)、サボタージュ(怠業)
	使用者	ロックアウト(作業所閉鎖)
争議調整	斡旋	双方の意見を聞き、交渉をとりもつ。当事者で解決
	調停	委員会から解決案を提示する。 <拘束力> なし
	仲裁	委員会が解決方法を決定する。 <拘束力> あり

◆1947年 労働基準法

労働条件についての最低基準を定め、

①**労使対等** ②**男女同一賃金** ③**均等待遇** を原則とする。

I：労働基準法の内容

	ポイント	労働基準法の条文
労働時間	1日8時間 1週間40時間	第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について 四十時間 を超えて、労働させてはならない。 ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について 八時間 を超えて、労働させてはならない。
休憩	(6時間以上) 45分 (8時間以上) 1時間	第34条 使用者は、労働時間が 六時間を超える場合 においては 少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間 の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(略) ③ 使用者は、第一項の 休憩時間を自由に利用 させなければならない。
休日	週休1日	第35条 使用者は、労働者に対して、 毎週少くとも一回の休日 を与えなければならない。 ② 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を有する使用者については適用しない。
所定外労働	割増賃金25% ・労働時間延長 ・休日労働 ・深夜労働 割増賃金50% ・1か月60時間以上の延長	第37条 使用者が、(略)労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 二割五分以上五割以下 の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 一箇月について六十時間を超えた場合 においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 五割以上 の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(略) ④使用者が、 午後十時から午前五時 まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 二割五分以上 の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
有休	6か月未満 なし 6か月 +10日 1年6か月 +1日 2年6か月 +2日 3年6か月 +4日 4年6か月 +6日 5年6か月 +8日 6年6か月 +10日	第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して 六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した 労働者に対して、継続し、又は分割した 十労働日の有給休暇 を与えなければならない。 ② 使用者は、 一年六箇月以上継続勤務 した労働者に対しては、(略) 同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。
年齢	15歳以上	第56条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。
組織	労働基準監督署の設置	第97条 労働基準主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

II：労働基準法の改正の流れ(2000年以降)

2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ●裁量労働制に関する改正 <ul style="list-style-type: none"> ・専門業務型裁量労働制…労使協定の決議事項に健康・福祉確保措置・苦情処理措置を追加 ・企画業務型裁量労働制…導入・運用の要件や手続きを緩和
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●月60時間超の時間外労働の割増賃金率を5割以上に設定 ※中小企業は適用を猶予
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ①時間外労働の上限規制(月45時間・年360時間)を設定 ②中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止を決定 ③フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から3ヶ月に延長 ④高度プロフェッショナル制度の創設

□ 高度プロフェッショナル制度 (B)

高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、別の措置を適用する代わりに、労働基準法に定めた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しないという制度。年収の要件は年収1075万円以上。

I：正規雇用と非正規雇用

◆雇用形態

	契約	雇用期間の定め	例
正規雇用	無期雇用契約 (フルタイム契約)	なし	正社員
非正規雇用	有期雇用契約 (パートタイム契約)	あり	契約社員・派遣社員・ アルバイト・パートタイマー

◆非正規雇用の問題点

- ①賃金や待遇などの条件が正規雇用よりも劣る
- ②正規雇用と同じ労働内容であっても同じ賃金がもらえない
- ③男性に比べて女性の非正規雇用率が高い (2019年で男性22.8%に対し、女性56.0%)

II：様々な労働の形

◆労働形態

	例
みなし労働時間制	<p>実労働時間ではなく、一定の時間働いたものとみなす労働制度。労働時間の把握や計算が難しい職種などに適用される。大きく分けると2つに分けることができる。</p> <p>①裁量労働制</p> <p>A: 専門業務型裁量労働制 →業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務</p> <p>B: 企画業務型裁量労働制 →企画、立案、調査、分析を行う業務で、業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務</p> <p>②事業場外みなし労働時間制 →労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事する業務</p>
変形労働時間制	<p>繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするというような業務の繁閑や特殊性に応じて労働時間を配分する制度。</p>
フレックスタイム制	<p>一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度。</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を定める期間(精算期間) ・労働時間を定める ・コアタイムが設定できる →従業員が必ず業務していなければならない時間帯のこと

▶専門業務型裁量労働制

以下の業務が対象になる。

- ・新商品や新技術などの研究業務
- ・情報処理システムの分析又は設計の業務
- ・新聞、出版、放送などにおける取材、編集などの業務
- ・服飾、広告などのデザイン考察の業務
- ・放送番組や映画などの制作におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- ・広告、宣伝等における文章案(キャッチコピーなど)考案の業務
- ・情報処理システムなどのシステムコンサルタントの業務
- ・インテリアコーディネーターの業務
- ・ゲーム用ソフトウェア創作の業務
- ・証券アナリストの業務
- ・金融商品の開発の業務
- ・大学における教授研究の業務
- ・公認会計士の業務
- ・弁護士の業務
- ・建築士の業務
- ・不動産鑑定士の業務
- ・弁理士の業務
- ・税理士の業務
- ・中小企業診断士の業務

▶企画業務型裁量労働制

以下の業務が対象になる。

- ・事業の運営に関する業務
- ・企画、立案、調査、分析の業務
- ・業務遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要があると客観的に判断される業務
- ・いつ、どのように行うか等について広範な裁量が労働者に認められている業務

I： 時間外労働の上限規制

◆導入の背景

今までも労働基準法に時間外労働(残業時間)の上限を月45時間、年360時間と定めていたが、36協定を締結した場合には、その上限を超えて残業ができるものの上限が法律で定まっていなかった。

そこで、法律上で残業時間の上限を定めることにした。

改正前		改正後	
原則	残業時間の上限は月45時間・年360時間	原則	残業時間の上限は月45時間・年360時間
例外	36協定を結べば、上限なし。(法律に規定なし)	例外	臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合には、残業時間の上限は以下を条件を全て満たしていれば、上限規制を超えることができる。 ① 年720時間以内 ② 複数月年平均80時間以内(休日労働を含む)、 ③ 月100時間未満(休日労働を含む) ④ 月45時間を超えることができるのは年6ヶ月まで

II： 年次有給休暇の取得義務化

◆導入の背景

今までは年次有給休暇は入社後半年を経過すると年10日付与されるが、取得するためには労働者が有給取得の希望時季を申し出る必要があった。しかし、そもそもその申出をしづらいという問題があり、有給取得率が低い状態であった。

改正前	改正後
有給は入社後半年に年10日付与 ただし、取得義務なし。	有給は入社後半年に年10日付与 そのうち5日は労働者の希望を聞き、 使用者(会社側)が時季を指定 して強制取得。

III： 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止された。(同一労働同一賃金)

IV： その他の働き方改革

勤務間インターバル制度の導入促進	1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の 休息时间(インターバル) を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保する制度で、事業主に必要な措置を講ずることを努力義務となった。
フレックスタイム制の拡充	フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から 3ヶ月 に延長した。
高度プロフェッショナル制度の導入	高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、別の措置を適用する代わりに、 労働基準法に定めた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない という制度。要件は①使用者と労働者間の合意、②使用者から払われる年収1075万円以上、③対象業務に常態として従事の3つ。
月60時間超残業に対する割増賃金率の引き上げ	中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止し、大企業と同じく割増賃金率は 50% と決定。(2023年4月施行)

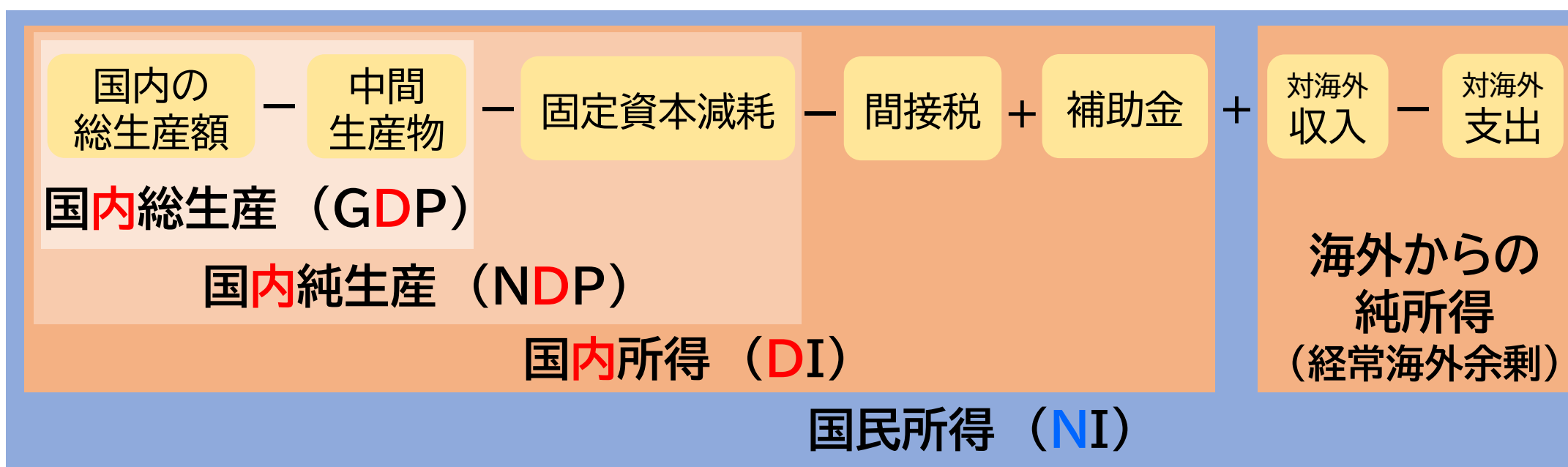
▶高度プロフェッショナル制度対象業務

- ①金融商品の開発業務
- ②金融商品のディーリング業務
- ③アナリストの業務
(企業・市場等の高度な分析業務)
- ④コンサルタントの業務
(事業・業務の企画運営に関する高度な考案または助言の業務)
- ⑤研究開発業務

計算

I：国民所得の計算式

◆国民所得の関係性

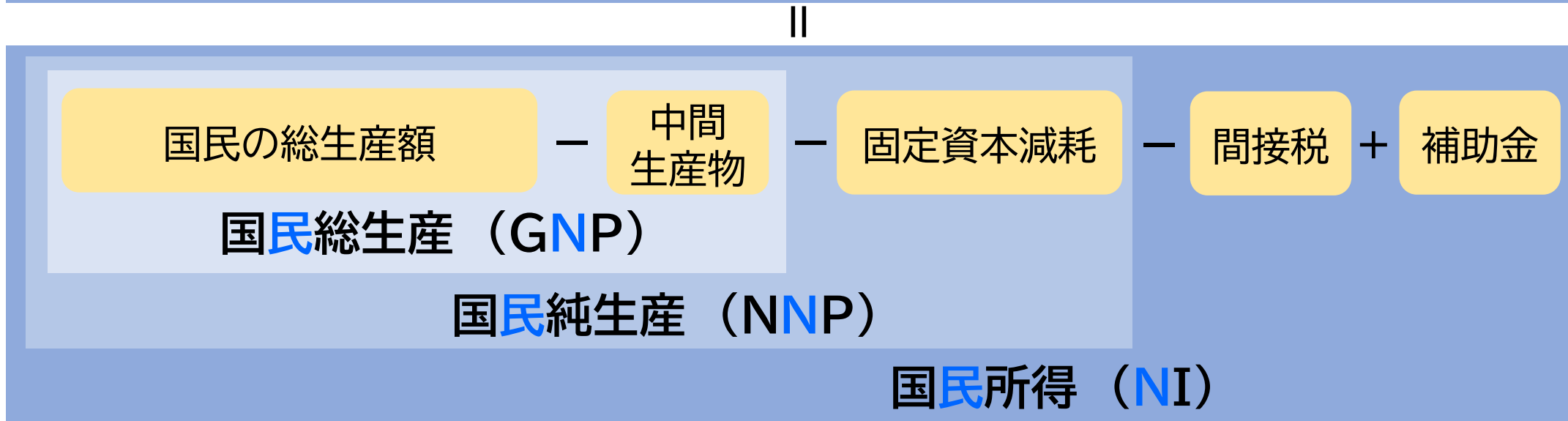


▶対海外収入・対海外支出

対海外収入は、
(輸出+海外からの受け取り所得)

対海外支出は、
(輸入+海外への支払い所得)

をそれぞれ指すが、「対海外収入」「対海外支出」という言葉は簡潔にまとめるためにマイ政経予備校が作った表現なので注意。



◆三面等価の原則

$$\text{GDP} = \text{GDE} = \text{GDI}$$

$$\text{GNP} = \text{GNE} = \text{GNI}$$

II：例題

次の表は、ある年度における仮想の国の国民所得統計の数値を示したものである。後の問いに答えなさい。

国内総支出	500兆円
輸入	50兆円
輸出	20兆円
中間生産物	200兆円
固定資本減耗	60兆円

間接税	30兆円
補助金	15兆円
海外からの受け取り所得	10兆円
海外への支払い所得	5兆円

- (1) GDPの額を答えなさい。
- (2) 経常海外余剰の額を答えなさい。
- (3) NIの額を答えなさい。

解説

(A) GDP

三面等価の原則により、国内総支出(GDE)はGDP(国内総生産)と同じ値になる。

よって、答えは500兆円。

(B) 経常海外余剰

経常海外余剰は、(輸出+海外からの受け取り所得)-(輸入+海外への支払い所得)で求められる。

数値を計算式に当てはめると、
(20+10)-(50+5)=-25(兆円)

よって、-25兆円。

(C) NI(国民所得)

国民所得は、国内総生産(GDP)-固定資本減耗-間接税+補助金+経常海外余剰で求められる。

GDPは(A)より500兆円、経常海外余剰は(B)より-25兆円とわかっているから、
数値を計算式に当てはめると、

500-60-30+15+(-25)=400(兆円)

よって、400兆円。

I：付加価値の計算式

付加価値

=

賃金

+

利潤

+

税金

=

生産額

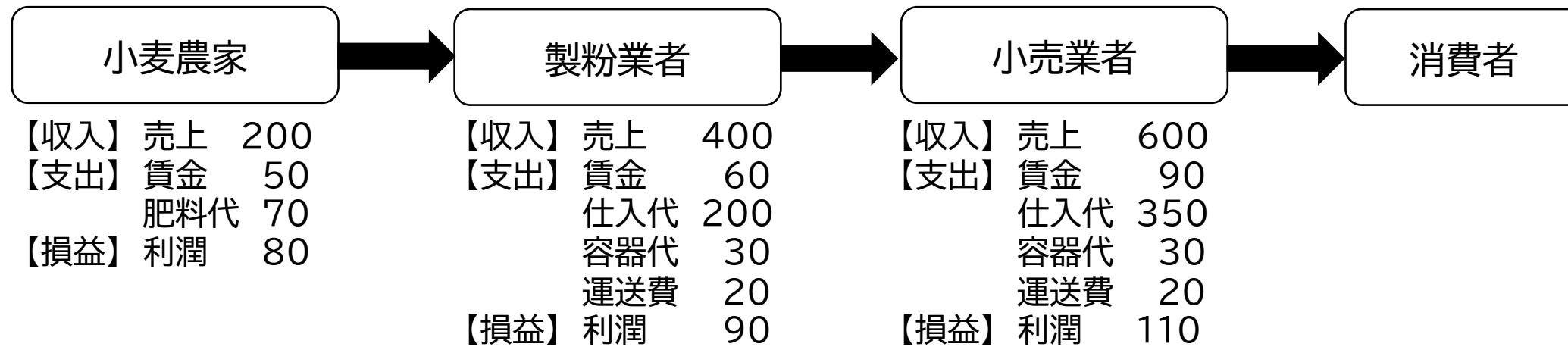
-

中間
生産物

※設問条件によっては例えば税金を加えないなどのケースもある
※中間生産物には賃金を含まない。

II：例題

小麦農家、製粉業者、小売業者、消費者が全て同一の国に存在し、小麦農家が小麦を製粉業者に売り、製粉業者が小売業者に小麦粉を売り、小売業者が消費者にパンを最終的に売るケースを想定する。次の図は、このケースの流通経路を示した物であり、減価償却や税金、補助金はゼロであるとする。これを踏まえ、後の問いに答えなさい。



- 小麦農家の付加価値額を答えなさい。
- 製粉業者の付加価値額を答えなさい。
- 小売業者の付加価値額を答えなさい。
- 小麦農家、製粉業者、小売業者の付加価値額の合計を答えなさい。

解説

(1) 小麦農家の付加価値額

<解き方① 賃金+利潤+税金>

問題文で税金はゼロとなっている。

該当する額をそのまま計算式に当てはめれば良いから、 $50+80=130$

<解き方② 生産額-中間生産物>

生産額は収入、中間生産物は生産にかかった費用なので支出(賃金を除く)が該当する。

そのまま計算式に当てはめると、 $200-70=130$

以上2つの解き方から、130が答え。

(2) 製粉業者の付加価値額

<解き方① 賃金+利潤+税金>

問題文で税金はゼロとなっている。

該当する額をそのまま計算式に当てはめれば良いから、 $60+90=150$

<解き方② 生産額-中間生産物>

生産額は収入、中間生産物は生産にかかった費用なので支出(賃金を除く)が該当する。

そのまま計算式に当てはめると、 $400-(200+30+20)=150$

以上2つの解き方から、150が答え。

(3) 小売業者の付加価値額

<解き方① 賃金+利潤+税金>

問題文で税金はゼロとなっている。

該当する額をそのまま計算式に当てはめれば良いから、 $90+110=200$

<解き方② 生産額-中間生産物>

生産額は収入、中間生産物は生産にかかった費用なので支出(賃金を除く)が該当する。

そのまま計算式に当てはめると、 $600-(350+30+20)=200$

以上2つの解き方から、200が答え。

(4) 全体の付加価値額

(1)から(3)の付加価値の合計を指すから、 $130+150+200=480$

よって、480が答え。

I：比較生産費説

比較生産費説 リカード

リカードは、著書『[経済学及び課税の原理](#)』で、労働価値説と国際分業論をもとに、自由貿易を理論化した。
この説は、各国は、国際分業による貿易を行う場合に、各国の比較して生産費が絶対的に安い場合や、他国に比べると高いが、国内の他の商品と比較して安い場合には安い商品に集中して生産し、高い商品は輸入する方が、世界全体で商品の生産量が增大するというもの。

▶比較生産費説の出題

交通事業、ガス事業、水道事業、公営企業の事業、出資金及び貸付金、地方債の借換え、災害対応、公共施設の建設事業費など。

◆比較生産費説の前提

「機会費用」が少ない国にその商品の生産について「比較優位」があるという考え。
※機会費用…犠牲の量 ※比較優位…生産が得意な国

II：例題

次の表は、リカードの比較生産費説を説明するために用意した表である。表には貿易前に、各国がそれぞれの商品を1単位生産するために必要な労働者の数を表している。リカードの比較生産費説に基づいて考えると、各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。また、貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。なお、ポルトガルの労働者は170人、イギリスの労働者は220人とし、必ずぶどう酒またはラシャの生産に携わるものとする。

	ぶどう酒1単位の生産に必要な労働量	ラシャ1単位の生産に必要な労働量
ポルトガル	80人	90人
イギリス	120人	100人

解説

★品目ごとに考える！

【計算式】 X国のA商品の機会費用 = A商品の生産に必要な人数 ÷ B商品の生産に必要な人数
生産量 = 労働者の人数 ÷ 1単位の生産に必要な人数

①ぶどう酒について考える

ポルトガル… $80 \div 90 = 0.889$ →「機会費用」は犠牲だから、**犠牲が小さい方が「比較優位」**
イギリス… $120 \div 100 = 1.2$ →ぶどう酒はポルトガルが比較優位

②ラシャについて考える

ポルトガル… $90 \div 80 = 1.125$ →「機会費用」は犠牲だから、**犠牲が小さい方が「比較優位」**
イギリス… $100 \div 120 = 0.833$ →ラシャ酒はイギリスが比較優位

③表を書き直す

ポルトガルは「ぶどう酒」
イギリスは「ラシャ」に特化
※()内は1単位生産に必要な人数

	ぶどう酒	ラシャ
ポルトガル	170人(80人)	0人
イギリス	0人	220人(100人)


④生産量を考える

ポルトガルは $170 \div 80 = 2.125$ 単位 生産できる
イギリスは $220 \div 100 = 2.2$ 単位 生産できる

⑤計算前と比較する

計算前は各国それぞれ2商品を1単位ずつ生産できたため合計4単位の生産ができた。
計算後は、ポルトガルが2.125単位、イギリスが2.2単位生産できる。
合計は4.415単位の生産ができた。よって、**生産量が0.325単位増加したことになる。**

	ぶどう	ラシャ
ポ	1単位	1単位
イ	1単位	1単位
合計	2単位	2単位
	4単位	



	ぶどう	ラシャ
ポ	2.125単位	0単位
イ	0単位	2.2単位
合計	2.125単位	2.2単位
	4.325単位	

I：国際収支の計算式

$$\begin{array}{l}
 \text{輸出} - \text{輸入} \\
 \text{貿易収支} \\
 + \\
 \text{サービス収支} \\
 + \\
 \text{第一次所得収支} \\
 + \\
 \text{第二次所得収支} \\
 + \\
 \text{資本移転等収支} \\
 - \\
 \text{金融収支} \\
 + \\
 \text{誤差脱漏} \\
 = 0
 \end{array}$$

貿易・サービス収支
経常収支

II：例題

次の2つ表は、ある年における仮想の2つの国の国際収支表を示したものである。
次のうち空所に当てはまる数値を答えなさい。

経常収支	(A)兆円
輸入	2兆円
輸出	4兆円
サービス収支	10兆円
第一次所得収支	15兆円
第二次所得収支	-2兆円
資本移転等収支	-3兆円
金融収支	(B)兆円
誤差脱漏	1兆円

経常収支	30兆円
貿易収支	(C)兆円
サービス収支	12兆円
第一次所得収支	15兆円
第二次所得収支	-2兆円
資本移転等収支	(D)兆円
金融収支	22兆円
誤差脱漏	2兆円

解説

(A) 経常収支

経常収支は、(輸出-輸入)+サービス収支+第一次所得収支+第二次所得収支で求めることができる。
数値をそのまま計算式に当てはめると、
 $(4-2)+10+15-2=25$ (兆円)

よって、答えは25。

(B) 金融収支

金融収支は、経常収支+資本移転等収支-金融収支+誤差脱漏=0の公式を移項させ、
金融収支=経常収支+資本移転等収支+誤差脱漏となる。

数値をそのまま計算式に当てはめると、
(A)より経常収支は25兆円だから、
 $25-3+1=23$ (兆円)

よって、答えは23。

(C) 貿易収支

貿易収支は、経常収支=貿易収支+サービス収支+第一所得収支+第二次所得収支を移項させ、
経常収支-サービス収支-第一所得収支-第二次所得収支で求めることができる。

数値をそのまま計算式に当てはめると、
 $30-12-15-(-2)=5$ (兆円)

よって、答えは5。

(D) 資本移転等収支

資本移転等収支は、経常収支+資本移転等収支-金融収支+誤差脱漏=0の公式を移項させ、
資本移転等収支=金融収支-経常収支-誤差脱漏で求めることができる。

数値をそのまま計算式に当てはめると、
 $22-30-2=-10$ (兆円)

よって、答えは-10。

I：円高と円安の考え方

円高とは、円の需要が高く、価値が高い状態をいい、円安とは、円の需要が低く、価値が低い状態をいう。円高円安は輸出入に影響を与える。

◆円高の場合

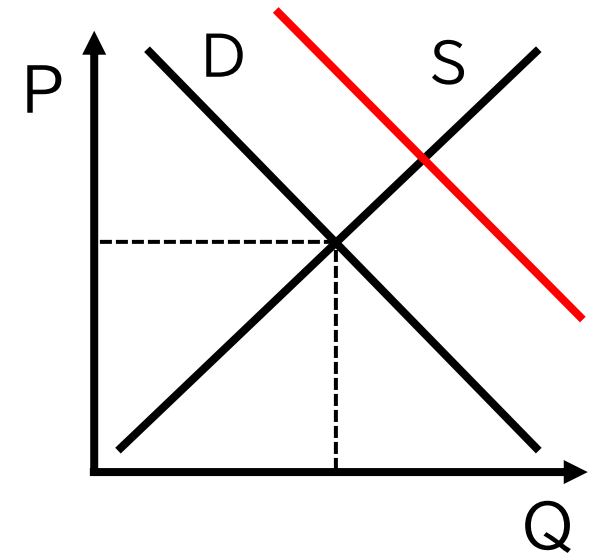
		為替変動前	為替変動後 (円高になった)	結果
輸入 米国が日本に1ドルのハンバーガーを販売する。	為替レート	1ドル=100円	1ドル=10円	日本人は安すぎて買う ↓ 米国は売れる
	米国価格	1ドル	1ドル	
	日本価格	100円	10円	
輸出 日本が米国に100万円の車を販売する。	為替レート	1ドル=100円	1ドル=10円	アメリカ人は高すぎて買わない ↓ 日本は売れない
	日本価格	100万円	100万円	
	米国価格	1万ドル	10万ドル	

◆円安の場合

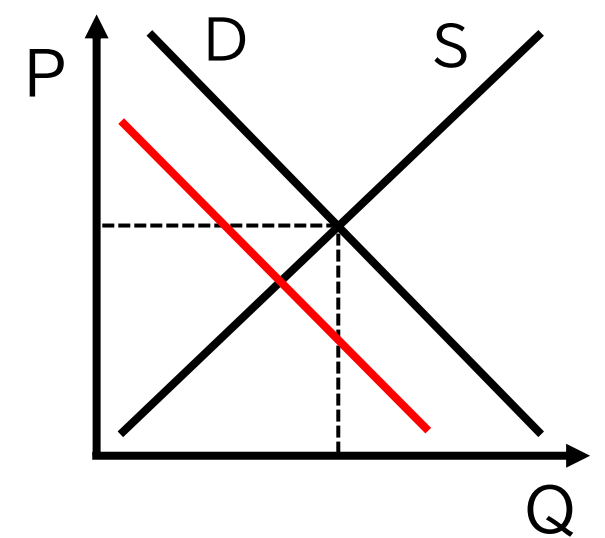
		為替変動前	為替変動後 (円安になった)	結果
輸入 米国が日本に1ドルのハンバーガーを販売する。	為替レート	1ドル=100円	1ドル=1000円	日本人は高すぎて買わない ↓ 米国は売れない
	米国価格	1ドル	1ドル	
	日本価格	100円	1000円	
輸出 日本が米国に100万円の車を販売する。	為替レート	1ドル=100円	1ドル=1000円	アメリカ人は安すぎて買う ↓ 日本は売れる
	日本価格	100万円	100万円	
	米国価格	1万ドル	1000ドル	

◆円高円安の需要供給を考える

訪日客が増えると日本の通貨を買う。
(需要が高まる)



日本人が海外旅行をすると日本の通貨を売る。
(円の需要が下がる)



II：購買力平価説

◆購買力平価説

国の1単位の通貨でどれだけの商品を購入できるかを比較して、為替比率を決定する考え方。求め方はA国通貨に対するB国通貨の購買力平価を知りたいければ、**B国の物価水準÷A国の物価水準**で求めることができる。

◆例題

円とドルの為替レートが1ドル=100円の状態から、日本とアメリカの物価指数が次のように変動したときに、為替レートはどのように変化するか。

	当初の物価指数	変化後の物価指数
日本	100	250
アメリカ	100	200

◆考え方

日本は、100円→250円に変化した。
アメリカは、1ドルが→2ドルに変化した。
すると、変化後、**2ドル=250円**ということになるから、**1ドル=125円**ということになる。

ちなみに、今回は日本の購買力平価(1ドル=何円か)を知りたいから、日本の物価水準÷アメリカの物価水準をすれば良い。
当初は1だったものが、**変化後は1.25**になる。
100円だったものが1.25倍されるから、125円になる。

時事

I：事件概要

事件名	在外邦人国民審査権制限違憲判決（最大判R4.5.25）
事件概要	最高裁判所裁判官国民審査法が、在外国民（在外邦人）に対して、国民審査権を全く認めていないことが、憲法15条1項、憲法79条2項3項に反するとして、訴えた事件。
上告審（最高裁）	上告棄却（原告勝訴）→ 憲法15条1項、79条2項3項 に反していると判断

◆最高裁の判決の概要

最高裁判所裁判官国民審査法第8条には、公職選挙法に規定する選挙人名簿を使用すると明記されていたが、公職選挙法では選挙人名簿と在外選挙人名簿を区別していたため、国民審査法が使用するの**は「選挙人名簿」**だけであり、**「在外選挙人名簿」は含まれない**という状況から、**在外国民に国民審査権を認めない状態であると指摘した。**

II：関連法令

最高裁判所裁判官国民審査法

第4条（審査権）

衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

第8条（審査人の名簿）

審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿**及び在外選挙人名簿**で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

日本国憲法

第15条（公務員の選定罷免権）

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

（以下略）

第79条（最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査）

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際**国民の審査**に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、**法律**でこれを定める。

（以下略）

▶その後の国の対応

この判決を受け、国会は第210回国会で法改正を実施。最高裁判所裁判官国民審査法の第8条にある赤字部分を追加することで、在外国民にも国民審査権を与えることになった。また海上にいる場合の洋上投票についても対応した。施行はR5.2.17

III：この判決の意義

◆貴重な法令違憲の例

最高裁判所が、法令そのものを違憲と判断する法令違憲とした例が過去に10例だったが、この判決により11例となった。

01	尊属殺人重罰事件（S48）	07	在外日本人選挙権制限訴訟（H17）
02	薬事法薬局距離制限違憲判決（S50）	08	非嫡出子国籍付与差別訴訟（H20）
03	衆議院議員定数不均衡訴訟（S51）	09	非嫡出子相続格差訴訟（H25）
04	衆議院議員定数不均衡訴訟（S60）	10	再婚禁止規定違憲判決（H27）
05	森林法分割制限違憲判決（S62）	11	在外日本人国民審査権制限違憲判決（R4）
06	郵便法免責規定違憲判決（H14）		

I：事件概要

事件名	袴田事件
事件概要	味噌製造会社専務宅が全焼した事件で、警察は袴田氏を犯人として捜査、逮捕。袴田氏は容疑を否認していたが、取り調べを経て自白したものの公判で否認。政治・経済では継続中の冤罪事件(死刑→無罪)の例として挙げられる。
上告審(最高裁)	袴田氏は有罪（死刑判決）
再審までの流れ	1981年 静岡地裁に再審請求 1994年 静岡地裁が再審請求棄却→東京高裁に即時抗告 2004年 東京高裁が即時抗告棄却→最高裁に特別抗告 2008年 最高裁が特別抗告棄却→静岡地裁に第2次再審請求 2014年 静岡地裁が再審開始決定（死刑と拘置の執行停止） →検察が東京高裁に即時抗告 2018年 東京高裁が再審開始棄却→最高裁に特別抗告 2020年 最高裁が高裁の決定を取り消して差し戻し 2023年 東京高裁が検察の即時抗告を棄却、地裁の再審開始決定を支持

◆再審の条件

今回の事件だと、死刑判決の証拠物が偽造、変造、虚偽だったり、誣告であるほか、明らかに死刑にすべきでない新しい証拠が見つかった場合に再審が認められる。

□ 誣告(ぶこく) (C)

わざと事実を偽って告げること。

刑事訴訟法 第435条（※各号は表にしています）

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一	原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
二	原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。
三	有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。
四	原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。
五	特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。
六	有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。
七	原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る

II：この判決の意義

今まで各裁判所は再審請求を棄却してきたにも関わらず、ここで再審を認めたということは、裁判所は無罪にすべき可能性があるかと判断したということ。

裁判所が無罪と判断すれば過去、死刑からの逆転無罪5例目となる。

III：冤罪に関する事件

事件名	確定判決	再審判決	再審判決日
弘前大教授夫人殺害事件	懲役15年	無罪	S52.2
加藤老事件	無期懲役	無罪	S52.7
免田事件	死刑	無罪	S58.7
財田川事件	死刑	無罪	S59.3
松山事件	死刑	無罪	S59.7
梅田事件	無期懲役	無罪	S61.8
島田事件	死刑	無罪	H1.1
足利事件	無期懲役	無罪	H22.3
布川事件	無期懲役	無罪	H23.5
東電OL殺人事件	無期懲役	無罪	H24.11
袴田事件	死刑		

I： 黒い雨訴訟

◆事件概要

事件名	黒い雨訴訟 (広島高判R3.7.14)
事件概要	原子爆弾が投下された直後に降った放射性物質を含むいわゆる「 黒い雨 」の被害者のうち、国の基準で被爆者と認められなかった住民らが国、広島県、広島市に対して被爆者と認めることなどを求めている訴訟。
第一審(地裁)	原告全員に対し被爆者健康手帳の交付を命じる
控訴審(高裁)	控訴棄却 (地裁の判決を支持)

事件名	第2次黒い雨訴訟 (広島地裁R5.7)
事件概要	黒い雨訴訟によって設けられた新たな基準でも被爆者と認定されなかった人々が広島市と広島県を相手に訴訟を起こした。

◆この判決の意義

黒い雨訴訟によって、国が基準を改めることで救済される人が増えたという効果があり、また第2次黒い雨訴訟では、被爆者全員の救済を求めていることから、裁判所がこれを認めると被爆者の救済の幅が広がると言える。

▶その後の国の対応

政府は黒い雨訴訟の高裁判決を受けて上告を行わないことを発表し、高裁の判決が確定した。これにより救済するための新たな基準を設けたが、それでも救済されない人が存在してしまった。そのため第2次黒い雨訴訟がはじまった。

II： 建設アスベスト(石綿)訴訟最高裁判決

◆事件概要

事件名	建設アスベスト(石綿)訴訟最高裁判決 (最二判R4.6.3)
事件概要	アスベスト 含有建材を使って建設作業を行ってきた元建設作業員やその遺族が国と建材メーカーを訴えた訴訟。国については、アスベストの含有に関する表示や対応などを義務付けさせてない点は国の責任であるとしていた。
上告審(最高裁)	国と建材メーカーの責任を認め 、損害賠償責任を認める。

◆この判決の意義

2008年から全国各地で同様の訴訟が行われ、各地裁、各高裁それぞれが様々な判決をしていた状況。(国の責任を否定、建材メーカーの責任を否定、両方認定など)しかし、最高裁が判断したのは初めてのため、各裁判所及び国はこの判断に従うことになる。

□ 石綿(アスベスト) (c)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。その繊維が極めて細いため、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまう。これにより肺が繊維化して固くなる「じん肺」の一種である「石綿肺」という病気を発症する。

III： 強制不妊訴訟国家賠償判決

◆事件概要

事件名	強制不妊訴訟国家賠償判決 (大阪高裁R4.2.22)
事件概要	旧優生保護法 により、遺伝子的に優秀な遺伝子を保護する目的で、遺伝性の病気があるまたはあるとされた方(いわゆる劣った遺伝子を持つ人)の生殖を不能にする不妊手術が認められていた。
第一審(地裁)	旧優生保護法とこれによる不妊手術は違憲だが、改正前の民法724条の除斥期間が経過していたため、原告の請求を棄却。
控訴審(高裁)	除斥期間をそのまま適用するは著しく正義・公平の理念に反するため、 国の損害賠償責任を認める 。

◆この判決の意義

2019年に強制不妊救済法案を制定した国だったが、本訴訟の救済範囲の拡大には反対したため、国として今後どのような姿勢をとることになるのかが最高裁の判決で決まる。

□ 除斥期間 (c)

法律で定められた期間のうち、その期間内に権利を行使しないと権利が消滅してしまう期間。

▶その後の国の対応

2023年に国は救済範囲の拡大を命じた大阪高裁の判決に不服とし、最高裁に上告。東京と札幌で行われた同様の訴訟についても同じく上告した。

I： 目的・基本理念

第1条(目的)

この法律は、**性的指向**及び**ジェンダーアイデンティティの多様性**に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性**に関する**国民の理解の増進**に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性**を受け入れる精神を涵かん養し、もって**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性**に**寛容な社会の実現**に資することを目的とする。

第3条 (基本理念)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、**等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもの**であるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**に資することを旨として行われなければならない。

▶施行日

2023年6月23日

II： 用語の定義(2条)

性的指向	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

III： 国・地方公共団体の役割

第4条(国の役割)

国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性**に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第5条(地方公共団体の役割)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性**に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

▶その他の政府の役割

- ◆政府は毎年1回、理解増進施策の実施状況を公表する。(7条)
- ◆基本計画を定め、おおむね3年ごとに検討を加える。(8条)
- ◆政府は必要な指針を策定する。(12条)

IV： 企業・学校の役割(6条)

- 事業主**は労働者への普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保などをおこない、理解増進に努める。
- 学校設置者**は家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童・生徒らの教育または啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保などをおこない、理解増進に努める。

□ 法的義務 (C)

法律によって強制されている義務行為。条文には「しなければならない」「してはならない」という表現が用いられる。違反すると罰則があることが多い。

V： 留意事項(12条)

第12条 (措置の実施等に当たっての留意)

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティに**かかわらず**、**全ての国民が安心して生活することができる**こととなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

□ 努力義務 (C)

法律によって努力を強制されている状態。ただし、その行為をする義務はない。条文には「するように努めなければならない」「しないように努めなければならない」という表現が用いられる。違反しても罰則はない。

V： 主な問題点

- 国などの役割が「**努力義務**」であって、「**法的義務**」でないこと
- LGBT理解を増進させる措置によって、安心して生活できないと感じる国民がいることを明記した(**理解しない人の存在**を明記した)

I： 出入国管理及び難民認定法

2023年(R5)改正	6	<ul style="list-style-type: none">□ 難民申請は原則2回まで。3回以降の申請者は相当な理由がなければ本国への送還が可能になった。□ 難民には該当しないものの紛争などから逃れてきた人を補完的保護の対象者として受け入れることになった。□ 送還妨害者に対する罰則を規定した。□ 収容の代わりに監理人のもとで生活する制度を導入した。
-------------	---	---

II： 会社法

2021年(R3)改正	3	<ul style="list-style-type: none">□ 株主総会資料をウェブサイトに記載し、株主にそのURLを株主総会の招集通知に記載して通知した場合は、株主の個別の承諾がなくても取締役が株主に対して総会資料を適法に提供したものとすることになった。□ 上場会社に社外取締役の設置が義務付けられた
-------------	---	--

III： 厚生年金保険法／健康保険法

2022年(R4)改正	10	<ul style="list-style-type: none">□ 特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者で、<ul style="list-style-type: none">①週の所定労働時間が20時間以上であること②雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれること③賃金の月額が88000円以上であること④学生でないことの全てを満たす場合、健康保険と厚生年金保険の被保険者となる。
-------------	----	--

IV： 少年法

2022年(R4)改正	4	<ul style="list-style-type: none">□ 18・19歳は「特定少年」と呼び、少年法は適用され、全件が家庭裁判所に送られる点は変化なし。□ 特定少年は死刑、無期又は短期の懲役、禁錮にあたる罪の事件が原則逆送対象事件になった。□ 特定少年が起こした事件で起訴された場合には実名報道が解禁された。 <p><17歳以下の場合> 本来は警察・検察が家庭裁判所に全件を送致して、家庭裁判所が「検察官送致(逆送)」「保護処分」「不処分」などの判断をする。ただし、逆送をする事件は16歳以上の故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件と限定的であり、それ以外は保護処分として少年院送致か保護観察などの対応となる。</p>
-------------	---	--

□ 逆送 (C)

家庭裁判所が検察官に送致すること。検察が起訴の判断をした場合には刑事裁判で実際に刑罰が与えられる可能性がある。

V： 道路交通法

2023年(R5)改正	4	<ul style="list-style-type: none">□ 過疎地域や高速道路などの特定条件下で、システムによる完全自動運転が解禁された。□ 自転車の利用者に対して、ヘルメットの着用について努力義務となった。これによる罰則はない。
-------------	---	---

I：労働基準法

2023年(R5) 改正	4	<input type="checkbox"/> 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が 大企業、 中小企業問わず 一律50%になった。 <input type="checkbox"/> 労働者の同意を得て、一定の条件を満たせば、 デジタルマネーによる給与支払い が可能になった。
-----------------	---	---

II：労働施策総合推進法

2022年(R4) 改正	4	<input type="checkbox"/> 中小企業向け にパワハラ防止に関する雇用管理上必要な措置を とる義務が生じた。
2021年(R3) 改正	4	<input type="checkbox"/> 大企業(労働者数301名以上)に対して、正規雇用労働者の採用者数 に占める 中途採用者数の割合の定期的な公表 を義務付けた。

III：女性活躍推進法

2022年(R4) 改正	4	<input type="checkbox"/> 常時雇用労働者が101人以上300人以下の 中小企業 にも、 自社における女性活躍推進のための行動計画の策定と、 行動計画の社内周知・外部公表を義務付けた。
-----------------	---	--

IV：高年齢者雇用安定法

2021年(R3) 改正	4	<input type="checkbox"/> 企業は、 ① 70歳 までの定年引き上げ ② 70歳 までの継続雇用制度の導入 ③ 定年廃止 ④高年齢者が希望する場合に、 70歳 まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤高年齢者が希望する場合に、 70歳 まで継続的に事業主が 実施したり委託や出資をする団体の社会貢献事業に従事できる 制度の導入 のいずれかを講じる努力義務が生じた。
-----------------	---	--

V：育児・介護休業法

2023年(R5) 改正	4	<input type="checkbox"/> 常時雇用する労働者の数が1000人を超える事業主について は毎年1回以上 育児休業の取得状況の公表 が義務付けられた。
2022年(R4) 改正	10	<input type="checkbox"/> 出生後8週間 以内に 最長4週間 の追加育休取得が可能になった。
	4	<input type="checkbox"/> 事業主は ①育児休業に関する 研修 の実施 ② 相談窓口 の設置 ③自社の育休取得の 事例 を労働者へ 提供 ④育児休業制度等の 方針 の周知 のいずれかの措置を行うことが義務化された。 <input type="checkbox"/> 継続雇用期間1年未満の有期雇用労働者 も育児休業の取得が 可能になった。
2021年(R3) 改正 (施行規則)	1	<input type="checkbox"/> 子の看護休暇、介護休暇が 時間単位 で取得できるようになった。 <input type="checkbox"/> 1日の所定労働時間が4時間以下 の労働者も、時間単位で看護休暇・ 介護休暇を取得できるようになった。

I：民法

2022年(R4) 改正	4	<input type="checkbox"/> 成年年齢が20歳から 18歳 に引き下げられた。 <input type="checkbox"/> 結婚可能年齢 が男女ともに 18歳 に統一された。 <input type="checkbox"/> 飲酒、喫煙、ギャンブル等は従来通り 20歳以上 で可能。
-----------------	---	--

→**裁判員、検察審査会**のメンバーへの選出については、改正当時は20歳のままであったが、2023年からは**18歳以上が対象**となった。

II：消費者契約法

2023年(R5) 改正	6	<input type="checkbox"/> 契約取消事由に ・勧誘する旨を告げずに退去困難な場所へ同行して勧誘した場合 ・第三者に相談しようとする消費者を脅して妨害した場合 などが追加された。 <input type="checkbox"/> 事業者の損害賠償責任の免除が軽過失の場合のみ を対象としていることを明らかにしていない条項は 無効 となった。
-----------------	---	--

III：消費者裁判手続特例法

2023年(R5) 改正	10	<input type="checkbox"/> 消費者団体訴訟制度における被害回復で、「 精神的な被害の回復 」として 慰謝料請求が可能 になる。
-----------------	----	--

IV：特定商取引法

2023年(R5) 改正	6	<input type="checkbox"/> 条件を満たし、消費者の承諾を事前に受けた場合には、事業者が消費者に対して交付する 契約書面などの電子化 が認められることになった。
-----------------	---	---

V：消費税法

2023年(R5) 改正	10	<input type="checkbox"/> 商品などに課されている消費税率、消費税額など、法令が定めた内容を明記した 適格請求書(インボイス) を交付する インボイス制度 が導入される。 <input type="checkbox"/> 販売者側は 適格請求書発行事業者 として登録が必要になり、購入者から求められたときはインボイスを交付し、その写しを保存しなければならないことになる。
-----------------	----	--

VI：著作権法

2021年(R3) 改正	1	<input type="checkbox"/> 侵害コンテンツの ダウンロードが違法化 された。
-----------------	---	--

VII：個人情報保護法

2023年(R5) 改正	4	<input type="checkbox"/> 地方公共団体や地方独立行政法人 に個人情報保護法を適用。
-----------------	---	--

I：行政省庁の動き

□ 文化庁が京都に移動 (2023.05)

- 2014年 「**まち・ひと・しごと創生総合戦略**」を閣議決定
→政府関係機関の地方移転提案を各道府県に募集した結果、
京都府から文化庁の移転要望が提出された。
- 2016年 政府関係機関移転基本方針で移転を決定。
- 2023年 文化庁で業務が開始。

□ こども家庭庁が始動 (2023.04)

こども家庭庁は、政府所管の子どもに関する行政分野を複数の省庁が担っていたことから事務の一元化を目的地に設立された**内閣府の外局**である。

- 2022年 「こども家庭庁設置法」「**こども基本法**」が成立
- 2023年 こども家庭庁が発足。

こども家庭庁設置法

第3条1項(任務)

こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者(以下「こども」という。)が自立した個人として**ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現**に向け、子育てにおける**家庭の役割の重要性**を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その**意見を尊重**し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある**家庭の福祉の増進**及び**保健の向上**その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する**支援**並びに**こどもの権利利益の擁護**に関する事務を行うことを任務とする。

□ デジタル庁が始動 (2021.09)

デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、その行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として**内閣**に置かれる。そのため、デジタル庁の長は**内閣総理大臣**であり、デジタル大臣はその補佐にあたる。

デジタル庁設置法

第3条(任務)

- デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。
- デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二章に定めるデジタル社会(同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。)の形成についての基本理念(次号において「基本理念」という。)にのっとり、**デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。**
 - 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

デジタル社会形成基本法

第2章(基本理念) ※条文要約をリストにしました。

- ・全ての国民が**情報通信技術の恵沢を享受**できる社会の実現
- ・経済構造改革の推進及び**産業国際競争力の強化**
- ・**ゆとりと豊かさ**を実感できる国民生活の実現
- ・活力ある地域社会の実現
- ・国民が**安全で安心して暮らせる社会**の実現
- ・**利用機会等の格差の是正**
- ・国及び地方公共団体と民間との役割分担
- ・個人及び法人の**権利利益の保護**
- ・情報通信技術の進展への対応
- ・社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

▶デジタル庁の所管

よく所管の省庁に「内閣府の外局」という言葉を耳にするが、内閣府の外局はあくまでも内閣の下にある組織である。デジタル庁は内閣の中にある組織であり、内閣府の外局ではない。

I: G20の開催状況

年	議長国・開催場所・議長	議題内容	宣言
2023	インド (ニューデリー) ナレンドラ・モディ首相	①一つの地球 (世界経済、食料安全保障、 気候・エネルギー、環境など) ②一つの家族 (包摂的な成長、SDGs、保健、 パンデミック等) ③一つの未来 (多国間システム改革、デジタル等)	G20ニューデリー 首脳宣言
2022	インドネシア (バリ) ジョコ大統領	①食料・エネルギー安全保障 ②国際保健 ③デジタルトランスフォーメーション	G20バリ首脳宣言
2021	イタリア (ローマ) マリオ・ドラギ首相	①世界経済、国際保健、パンデミック ②気候変動、環境 ③持続可能な開発	G20ローマ首脳宣言
2020	サウジアラビア (リヤド) ムハンマド・ビン・ サルマン皇太子	①新型コロナウイルスへの対応 ②世界経済の回復 ③包摂的な復興等の国際社会の 主要課題	G20リヤド首脳宣言
2019	日本 (大阪) 安倍晋三内閣総理大臣	①世界経済 ②貿易・投資 ③イノベーション ④環境・エネルギー ⑤雇用 ⑥女性のエンパワーメント ⑦開発 ⑧保健	G20大阪首脳宣言

▶2023参加国について
今回の会議にはロシアのみ
参加しなかった。

▶2022参加国について
今回の会議にはウクライナが
招待された。

II: COP (国連気候変動枠組み条約締結国会議)

※主要な結論が出たもののみ
掲載しています。

年	回数	ポイント
2022	COP26	<input type="checkbox"/> パリ協定の具体的なルールブックが完成 <input type="checkbox"/> グラスゴー気候合意 を採択 石炭火力発電を段階的に削減し、非効率的な化石燃料 補助金を段階的に廃止する内容
2019	COP24	<input type="checkbox"/> パリ協定の 実施ルール (指針)を設定 ・全ての国を対象とした統一ルール。 ・温室効果ガス排出量報告について、一部の途上国に 対してルールの緩和(条件あり)を適用。 ・各国が定める貢献内容に書くべき内容、 各国が報告する内容と確認レビュー方法、 世界全体で進捗を確認する方法を明記した。
2015	COP21	<input type="checkbox"/> パリ協定 を採択 ・歴史上初めて 全ての国が参加する公平な合意 ・世界共通の長期目標として 2°C を設定。 1.5°C に抑える努力を追求することも定めた。 ・全ての国が削減目標を 5年 ごとに提出、更新することを 定めた。

III: NATO (北大西洋条約機構)

◆加盟国の変化

原加盟国は12カ国。

年	新加盟国
2017	モンテネグロ
2020	北マケドニア
2023	フィンランド (31カ国目)

IV: EU (欧州連合)

◆加盟国の変化

原加盟国は7カ国。

(イタリア・オランダ・西ドイツ・フランス・
ベルギー・ルクセンブルク)

年	加盟国の変化
2013	クロアチアが加盟
2020	イギリスが離脱 (27カ国)

※イギリスとEUは2020年に
英EU貿易協定に合意した。

付録①
計算

I： 地方自治法上の直接請求

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿 登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票で過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			有権者の投票で過半数の同意が必要
長の解職請求	81条			有権者の投票で過半数の同意が必要
主要公務員の解職請求 (※1)	86条		長	長が議会にかけて3分の2以上の出席かつ4分の3以上の同意が必要

※1
主要公務員とは、副長、
選挙管理委員、監査委員等を指す。

※2
有権者数が次の場合、条件が変わる。

◆有権者数が40万人を超え、
80万人以下の場合

$$\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$$

※xは有権者数
※40万×3分の1+
(有権者数-40万)×6分の1

◆有権者数が80万人を超える場合
480万喉3(80万-x)

$$\frac{24}{24}$$

※xは有権者数
※40万×3分の1+40万×6分の1+
(有権者数-80万)×8分の1

II： 惜敗率

$$\text{惜敗率} = \frac{\text{小選挙区での自分の得票数}}{\text{小選挙区での自分の得票数}}$$

III： 均衡価格・均衡取引量

X軸を取引量、Y軸を価格とし、
需要曲線と供給曲線の交点のX座標が均衡取引量、Y座標が均衡価格になる。
そのため、**需要曲線と供給曲線を連立した連立方程式を解けば良い。**

曲線と言いながらも入試では直線が出るので、一次関数の計算方法で良い。

IV： 経済成長率・物価指数

経済成長率

$$= \frac{\text{比較年度のGDP} - \text{基準年度のGDP}}{\text{基準年度のGDP}} \times 100$$

実質GDP (実質値)

$$= \text{名目GDP (名目値)} \times \frac{100}{\text{GDPデフレーター(物価指数)}}$$

V： プライマリーバランス・国債依存度

プライマリーバランス

$$= (\text{歳入} - \text{公債金}) - (\text{歳出} - \text{国債費})$$

国債依存度

$$= \frac{\text{国債収入}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

VI: 信用創造

信用創造額

$$= \frac{\text{本源的預金}}{\text{支払準備率}} - \text{本源的預金}$$

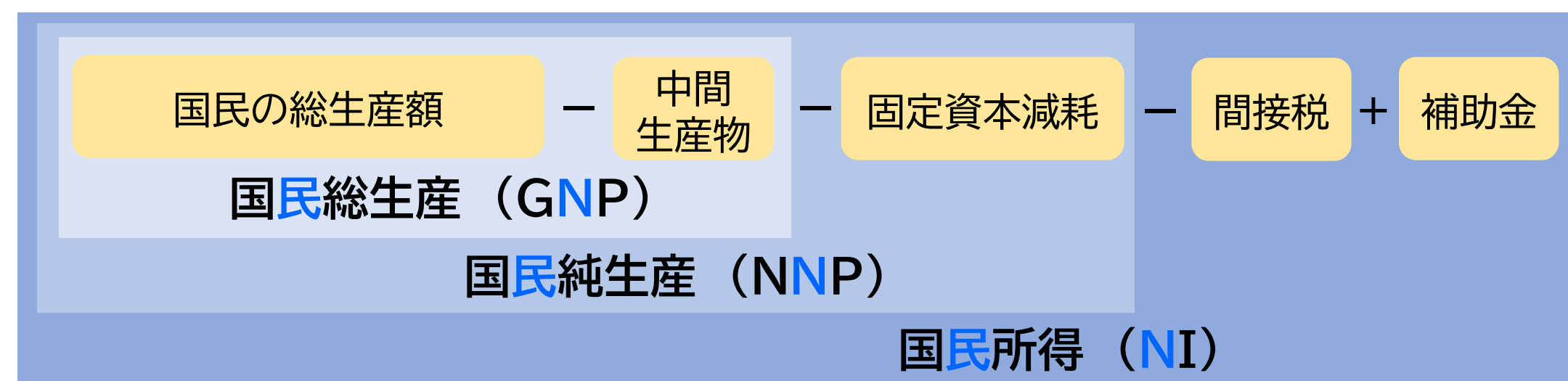
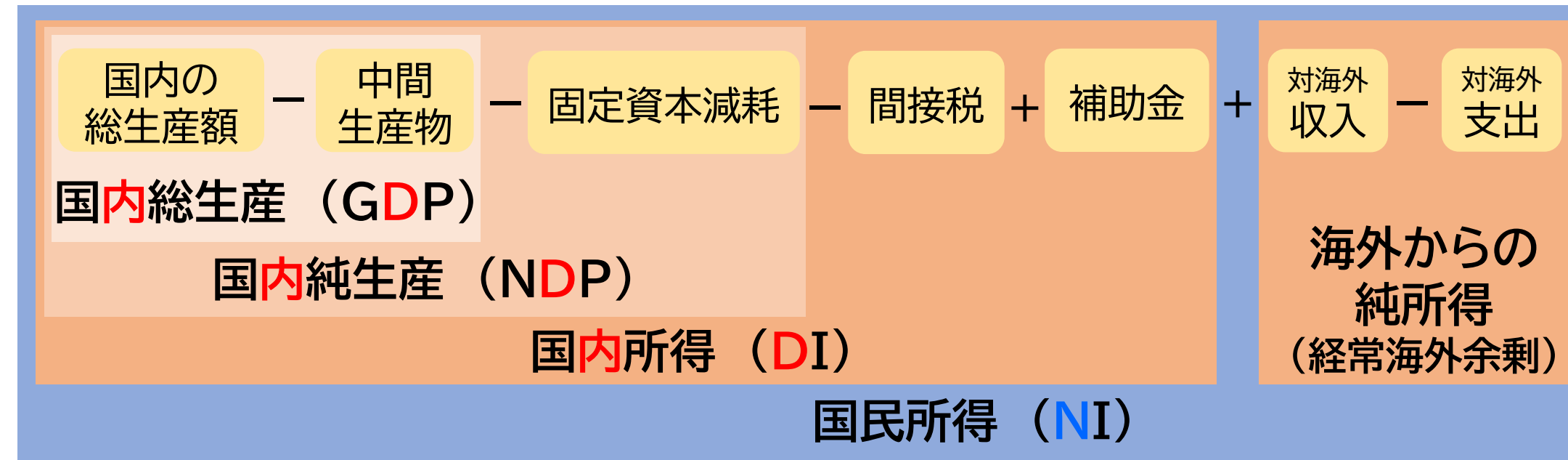
VII: 利回り

利回り

$$= \text{売却時の価格} \div \text{購入時の価格} - 1$$

VIII: 国民所得指標

◆国民所得の関係性



◆三面等価の原則

$$\text{GDP} = \text{GDE} = \text{GDI} \quad \text{GNP} = \text{GNE} = \text{GNI}$$

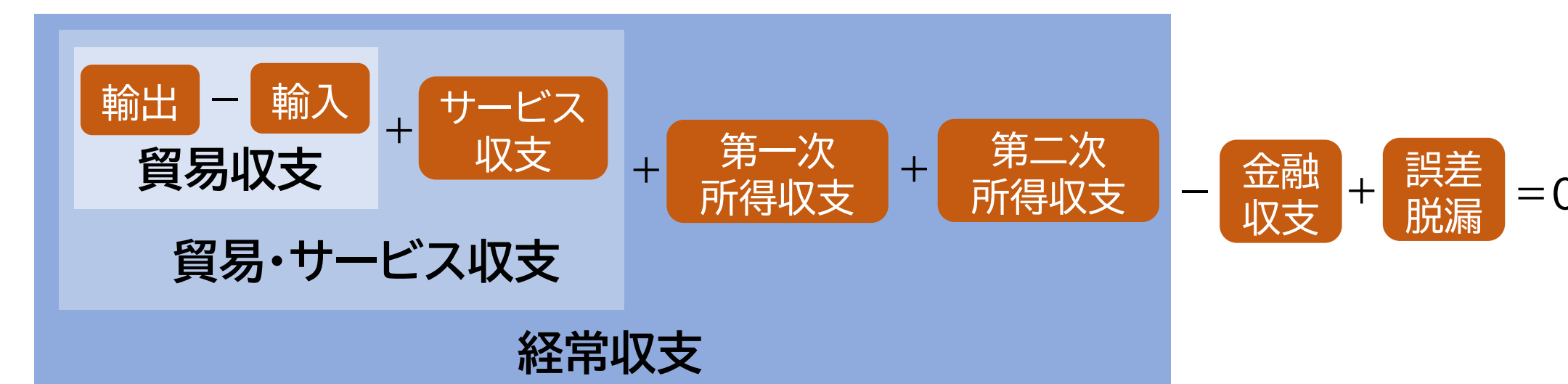
IX: 付加価値

付加価値

$$= \text{賃金} + \text{利潤} + \text{税金} = \text{生産額} - \text{中間生産物}$$

※設問条件によっては例えば税金を加えないなどのケースもある

X: 国際収支



付録②

判例

I：憲法9条「戦争の放棄」

事件名	概要	概要・問題	判決
砂川事件	米軍基地の拡張に対してデモが発生した事件	在日米軍・日米安全保障条約は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論) ※地裁は違憲判決
長沼ナイキ基地訴訟	航空自衛隊の基地を設置するために国有保安林の指定解除の処分を行った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論) ※地裁は違憲判決
百里基地訴訟	国が防衛庁に百里基地用に所有していた土地を売った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論)
恵庭事件	陸上自衛隊基地での騒音に反発して演習用の通信線を住民が切断した事件	自衛隊に関する審査が必要か	具体的争訟の裁判に必要な限度に限られる

II：憲法13条「新しい人権」

事件名	概要	概要・問題	判決
大阪空港公害訴訟	大阪空港に離着陸する騒音により住民の生活に影響が出ていた問題	住民には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「良好な環境のもとで生活を維持する権利」(環境権)が保障されるか	環境権は認めない (※高裁は飛行差し止めを容認 最高裁は飛行差し止めを否定)
『宴のあと』事件	東京都知事選に立候補した人物が勝手に小説のモデルにされた事件	人には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「私生活をみだりに公開されない権利」(プライバシー権)が保障されるか	保障される (この権利を明確化した)
『石に泳ぐ魚』事件	ある女性が勝手に小説のモデルにされ、出版の差止めを請求した事件	この請求は憲法21条(表現の自由)に反するか	合憲

III：憲法14条「法の下での平等」

事件名	概要	概要・問題	判決
尊属殺人重罰事件	性的虐待を父から受けていた娘が父を殺害した事件	刑法200条が普通の殺人罪より重い罰を科していることが憲法14条の法の下での平等に反するか	法令違憲① (刑法200条を削除)
議員定数不均衡問題	1973年の衆議院選挙で、一票の格差が1:4.99になった	一票の格差が憲法14条(法の下での平等)、憲法43条・44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲②③ (ただし、事情判決) ※1985年にも同様の判決
日産自動車事件	定年年齢を男子55歳、女子50歳とする就業規則があった	この規則は性別による不合理な差別で、憲法14条の法の下での平等に反するか	憲法違反 (就業規則は無効)
ハンセン病国家賠償訴訟	らい予防法に基づいて国はハンセン病患者を隔離していた	この政策は患者に対する不合理な差別で、憲法14条(法の下での平等)に反するか	憲法違反 (国に賠償命令)
国籍付与婚外子差別規定違憲判決	婚姻関係にない日本人と外国人の間に生まれた子は出生前に認知があれば国籍を付与するが、出生後では認めないと国籍法に定めていた	この国籍法の規定は憲法14条(法の下での平等)に反するか	法令違憲④ (国籍法を改正)
選択的夫婦別姓制度判決	夫婦別姓で婚姻届を提出した夫婦が受け取りを拒否された事件	この民法と国籍法の規定が、憲法14条(法の下での平等)と憲法24条(婚姻の自由)に反するか	合憲 ※2015年、2021年で判決
再婚禁止規定違憲判決	女性だけに離婚後6か月の再婚禁止規定を民法で定めていた	この民法の規定は性別による差別であり、憲法14条(法の下での平等)に反するか	法令違憲⑤ (ただし100日以内は合理的) ※2023年から規定撤廃
婚外子相続格差違憲判決	非嫡出子の法定相続分が嫡出子の2分の1であると民法で定めていた。	この民法の規定は憲法14条(法の下での平等)に反するか	法令違憲⑥ (民法を改正)

IV: 憲法15条・44条「参政権」

事件名	概要	概要・問題	判決
マクリーン事件	政治活動や申請なしに転職したことが理由で在留の延長申請が認められなかった事件	この判断は外国人の権利を侵害しているか	政治活動の自由はあるもが在留の許否は国の裁量
在外日本人選挙権訴訟	在外日本人に衆院選小選挙区と参院選選挙区の投票を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑦ (公職選挙法を改正)
在外国民審査権制限違憲判決	在外日本人に最高裁裁判官の国民審査権を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑧
永住外国人地方選挙権訴訟	特別永住者の在日韓国人が選挙人名簿に登録されておらず、外国人に参政権を認めない制度であった	この制度は、憲法44条(選挙人の資格)に反するか	地方選挙で外国人に選挙権を付与することは禁じていないが、「国民」=日本国籍とした

V: 憲法17条「国家賠償請求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
郵便法免責規定判決	書留郵便の郵送遅れが発生し、この損害に対する国の損害賠償を制限的にしか認めていなかった	この制度が憲法17条(国家賠償請求権)に反するか	法令違憲⑨ (民営化で郵便法を廃止)

VI: 憲法19・20条「思想・良心の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
三菱樹脂訴訟	学生運動の過去を隠していた学生の本採用を会社が拒否した事件	この会社の対応が憲法19条の思想及び良心の自由、憲法20条の信条の自由に反するか	合憲 憲法の規定は私人間に直接適用されない
津地鎮祭訴訟	私立体育館の起工に際し、地鎮祭を行い公金を支出した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	合憲 (目的効果基準説)
愛媛玉ぐし料訴訟	靖国神社・護国神社への玉ぐし料を公費で支払った問題	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)
空知太訴訟	砂川市が神社に対して敷地を無償で提供した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)

VII: 憲法21条「表現の自由、検閲の禁止」

事件名	概要	概要・問題	判決
家永教科書事件	日本史の教科書について教科書検定を申請したが不合格とされた事件	この教科書検定は憲法21条2項の検閲の禁止に反するか	合憲
チャタレー事件	『チャタレー夫人の恋人』を日本語訳したものが、刑法175条のわいせつ物頒布罪に問われた事件	この刑法の規定が、憲法21条の表現の自由に反するか	合憲
サンケイ新聞意見広告訴訟	共産党を批判した自民党の意見広告に対し、共産党が反論文を無料掲載するように求めた事件	この請求は憲法21条(表現の自由)の中で反論権が保障されるか	保障されない

VIII: 憲法22条「職業選択の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
薬事法薬局開設距離制限違憲判決	薬事法で薬局の開設について距離制限を定めていた	この薬事法の規定が憲法22条(職業選択の自由)に反するか	法令違憲(最判⑩)

IX：憲法25条「生存権」

事件名	概要	概要・問題	判決
朝日訴訟	生活扶助費額が当時の600円支給される制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)
堀木訴訟	生涯福祉年金と児童扶養手当の併給を認めない制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)

X：憲法29条「財産権」

事件名	概要	概要・問題	判決
共有林分割制限 違憲判決	共有林の持株価額が過半数の者からの請求は認め、半以下の共有者からの分割は認めない制度であった	この制度が憲法29条(財産権)に反するか	法令違憲⑪

A：判例総まとめ

統治行為論
砂川事件
長沼ナイキ基地訴訟
百里基地訴訟

プログラム規定説
朝日訴訟
堀木訴訟

目的効果基準説
津地鎮祭訴訟
愛媛玉ぐし料訴訟
空知太訴訟

最高裁法令違憲判決(古い順)	
1	尊属殺人重罰事件
2	薬事法薬局距離制限違憲判決
3	衆議院議員定数不均衡訴訟(昭和51年)
4	衆議院議員定数不均衡訴訟(昭和60年)
5	森林法共有林分割制限違憲判決
6	郵便法免責規定違憲判決
7	在外日本人選挙権制限違憲判決
8	非嫡出子国籍付与差別訴訟
9	非嫡出子相続格差訴訟
10	再婚禁止規定違憲判決
11	在外国民審査権制限違憲判決
12	性別変更手術要件違憲判決

B：判例用語集

統治行為論	国の統治の基本に関する 高度に政治性を有する国家行為については司法審査の対象としない とする考え方
プログラム規定説	憲法上の規定について、 政策の指針を示すにとどまり、法的拘束力を持たない とする考え方
目的効果基準説	宗教的行為の目的と、それが及ぼす効果を考慮して、目的でない・効果がない場合には合憲とする 考え方
事情判決	その判断が違法であっても、その判断を取り消すことによって 公に著しい障害が生じる場合には、違法を宣言しつつ、請求は棄却する 判決